

令和5年度版
安全衛生の概況

2023

Occupational Health & Safety





はじめに

令和4年の全国における新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除いた労働災害による死亡者数（以下「死亡者数」）は774人で前年比0.5%減となりましたが、休業4日以上死傷者数（以下「死傷者数」）は132,355人、前年比1.4%増となり、平成14年以降で過去最多となりました。また、新型コロナウイルス感染症による死亡者数は18人（前年比72人減）でしたが、死傷者数は155,989人で前年比136,657人増、706.9%増と大きく増加しました。

徳島県内における労働災害の発生状況は、死亡者数が9人で前年より1人増加し、死傷者数は2,039人で前年より約2倍増加しました。新型コロナウイルス感染症り患者を除いた人数においても、死傷者数が914人で前年より17人増加しました。また、徳島県内の労働者の健康確保に関する状況は、令和4年の定期健康診断での有所見率が60.0%となり、全国の有所見率より高くなっております。

徳島労働局では、平成30年に徳島県における労働災害を減少させるために事業者、労働者等が重点的に取り組む事項を定めた「徳島第13次労働災害防止推進計画」（以下「13次防」という。）（平成30年度～令和4年度）を策定し、平成29年比で「全業種での死亡者数を15%以上」、「全業種での死傷者数を5%以上」減少させること等を目標としましたが、製造業や林業の死亡者数等一部の目標は達成したものの、全業種における死亡者数、死傷者数等多くの目標を達成することができませんでした。

労働者が仕事中に怪我をしたり、作業環境や作業方法の不備が原因で健康を害することは、その程度にかかわらず、本来あってはならないものです。徳島労働局では、労働災害防止、労働者の健康確保の観点から、労働災害防止団体、業界団体等との積極的な連携に努め、各種支援事業等有用な情報を発信しております。

また、本年度において、徳島労働局では新たに「徳島第14次労働災害防止推進計画」（以下、「14次防」という。）を定めました。14次防では、8つの重点対策（①労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進②高年齢労働者の労働災害防止対策の推進③業種別の労働災害防止対策の推進④多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進⑤労働者の健康確保対策の推進⑥化学物質等による健康障害防止対策の推進⑦自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発⑧個人事業主等に対する安全衛生対策の推進）を推進し、各重点対策における取組の進捗状況を確認する「アウトプット指標」及び達成目標である「アウトカム指標」を定めました。各重点対策で定めた取り組みを行い、アウトプット指標やアウトカム指標を目指すことで、「令和4年の9人と比較して、令和9年には死亡者数が3人減少となる、死傷者数（新型コロナウイルス感染症り患者を除く）が令和4年と比較して令和9年に減少に転ずる」ことが期待されます。

また、重点対策以外でも、治療のために就労の機会が失われることがないよう、徳島県地域両立支援推進チームとの連携により両立支援対策に取り組むほか、受動喫煙防止、ストレスチェックに基づくメンタルヘルス不調の一次予防や恒常的な長時間労働の解消、働き方・休み方の見直しを推進いたします。

令和5年5月吉日

徳島労働局長 竹中 郁子

目次

はじめに

1. 全国の労働災害発生状況

- (1) 労働災害発生状況の推移（昭和58年～令和4年） 2
- (2) 業種別労働災害発生状況（令和4年） 2
- (3) 事故の型別労働災害発生状況（令和4年） 3

2. 徳島県の労働災害発生状況

- (1) 労働災害発生状況の推移（平成5年～令和4年） 4
- (2) 徳島県の死亡労働災害発生状況（平成24年～令和4年） 5
- (3) 徳島県内の死亡労働災害一覧（令和4年） 6
- (4) 業種別死傷労働災害発生状況（休業4日以上） 7

3. 徳島県の職業性疾病等の状況

- (1) 定期健康診断結果の推移 8
- (2) 業務上疾病発生状況（平成29年～令和4年） 9
- (3) 徳島県の業務上疾病発生状況 10
- (4) 徳島県の職場における熱中症による死傷災害の発生状況 11

4. 安全衛生関係資料

- (1) 「徳島第14次労働災害防止推進計画」のポイント 12
- (2) 転倒災害の発生状況【徳島県】 14
- (3) 転倒災害防止対策の推進 15
- (4) エイジフレンドリーな職場づくりを進めましょう 17
- (5) 建設業の安全対策の強化～足場に関する規定の見直し～ 21
- (6) 荷役作業時の災害防止対策の強化 22
- (7) 交通労働災害防止対策の推進について 24
- (8) 一人親方等の保護措置が義務付けられます 26
- (9) 石綿障害予防規則等の改正について 28
- (10) 騒音障害防止のためのガイドラインの改訂 31
- (11) 新たな化学物質規制が導入されます 32
- (12) 徳島第10次粉じん障害防止総合対策 36
- (13) STOP！熱中症クールワークキャンペーン 38
- (14) ストレスチェックの実施について 40
- (15) 治療と仕事の両立支援 41

5. 関係機関等のご案内

- (1) 労働災害防止団体・関係機関等 42
- (2) 徳島労働局登録教習機関 43
- (3) 登録特定自主検査業者 45

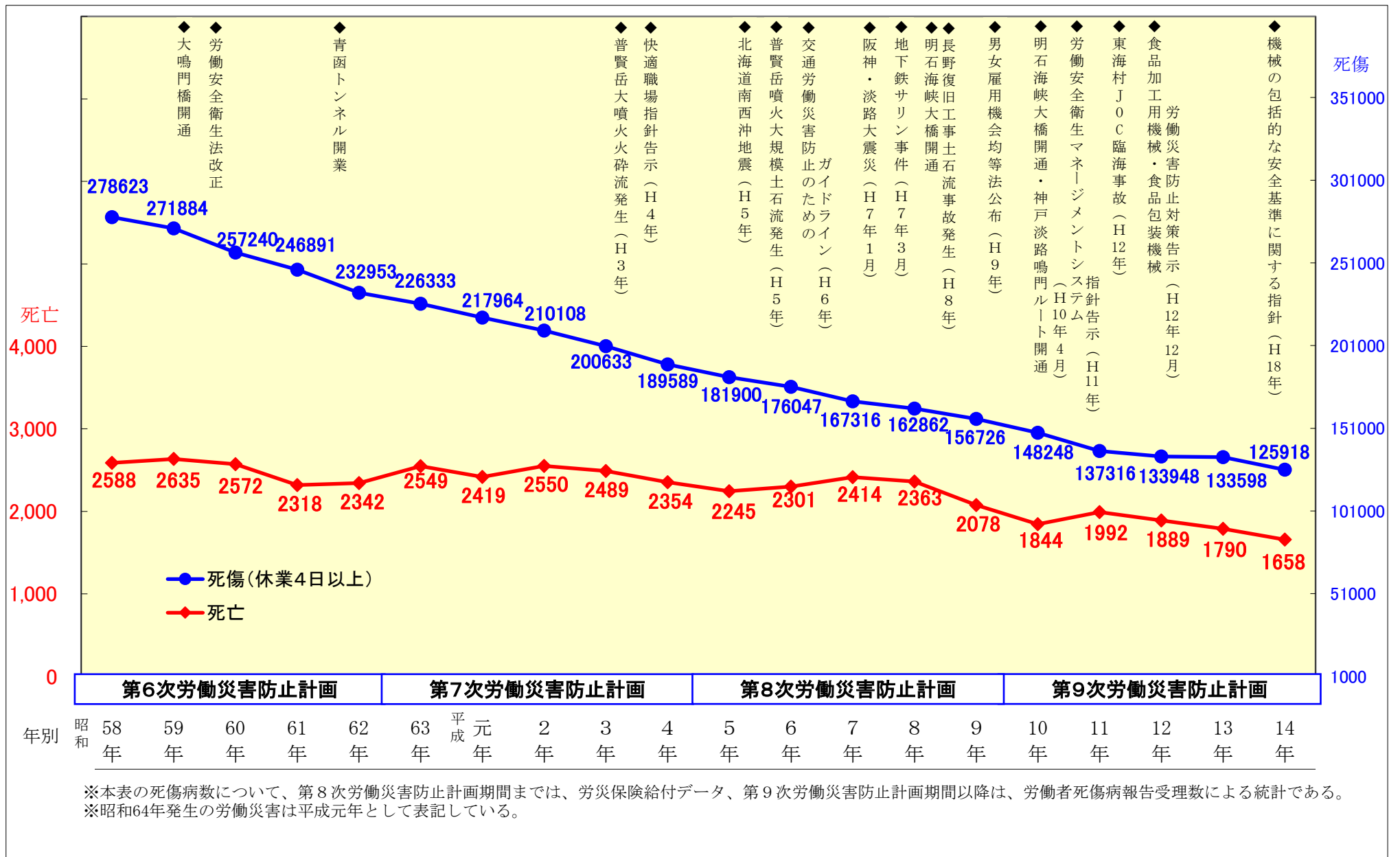
6. 徳島労働局・各労働基準監督署窓口一覧

47

7. 統一ロゴマークの推奨

48

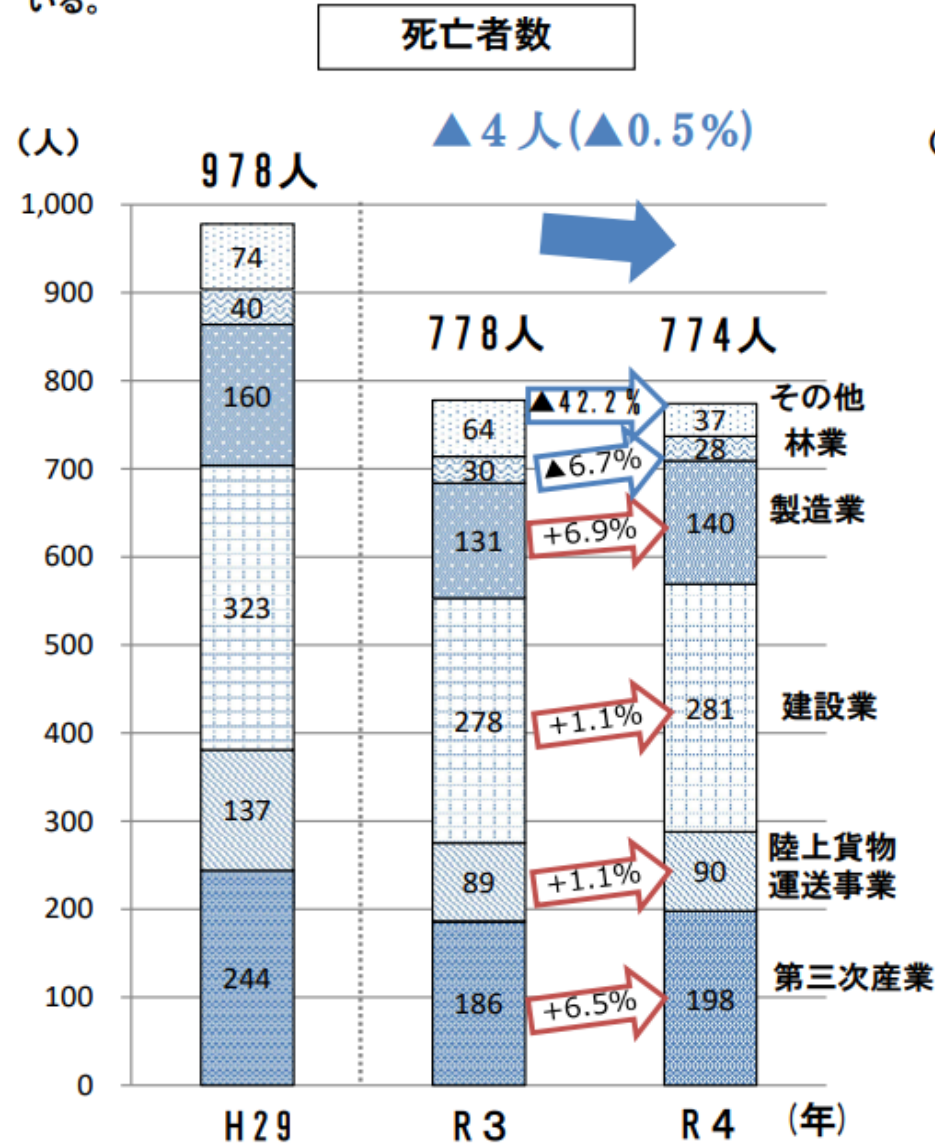
(1) 労働災害発生状況の推移 (昭和58年～令和4年)



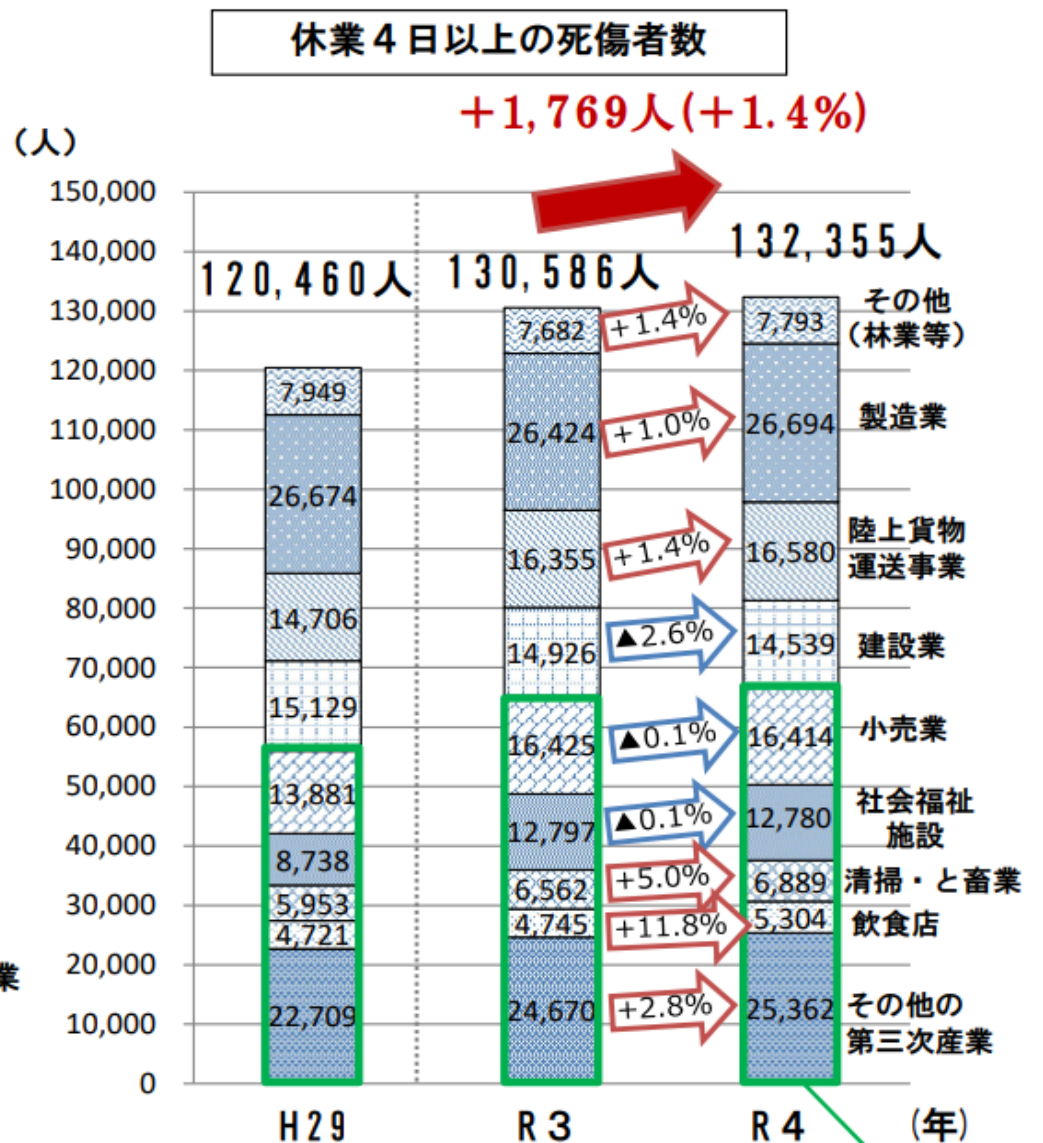
(2) 業種別労働災害発生状況 (令和4年)

令和4年 業種別労働災害発生状況 (確定値)

○ 令和4年1月1日から12月31日までに発生した労働災害について、令和5年4月7日までに報告があったものを集計したもの
○ 第13次労働災害防止計画において、平成29年と比較して令和4年までに死亡者数は15%以上の減少、死傷者数は5%以上の減少を掲げている。

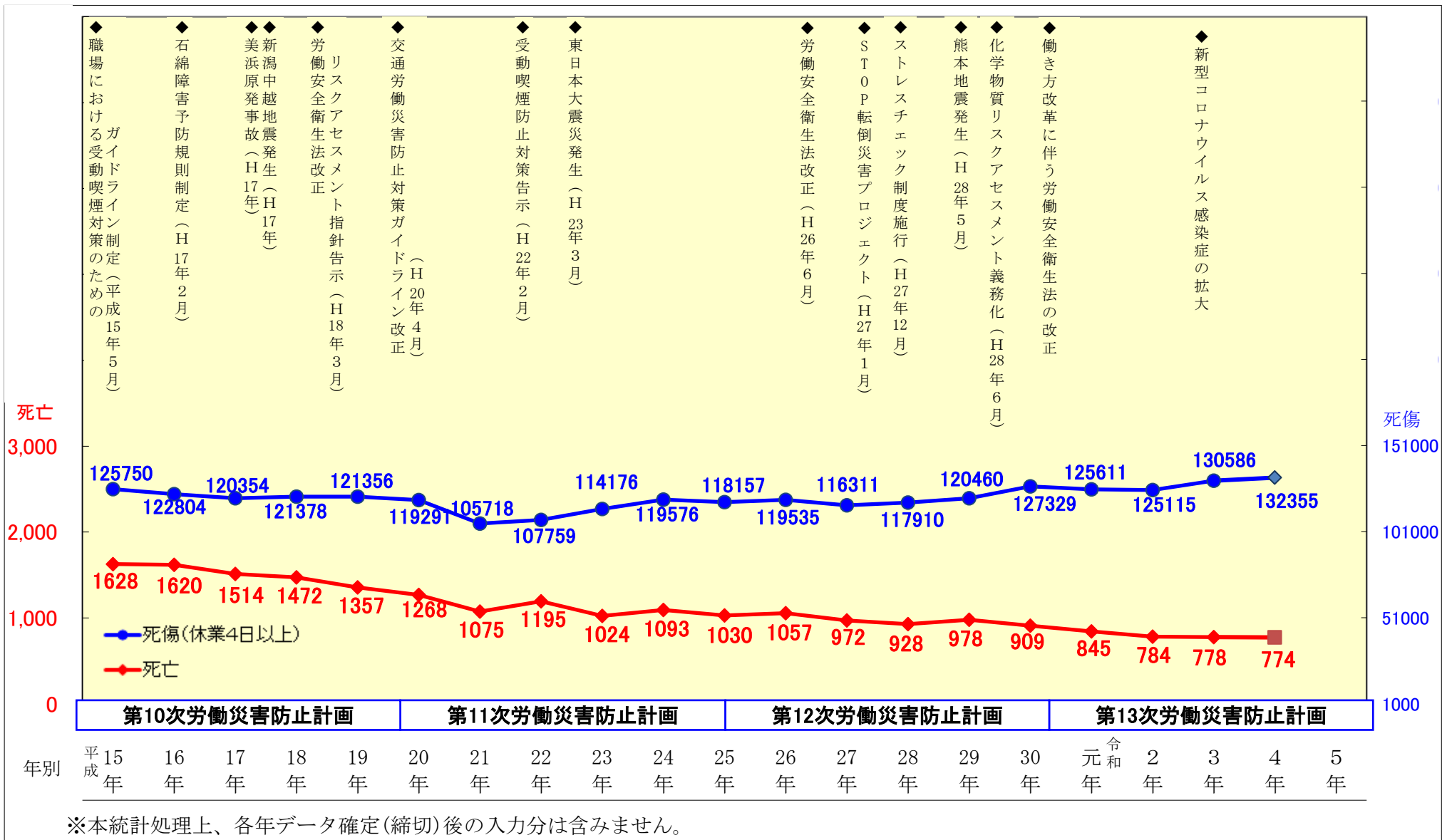


出典：死亡災害報告



出典：労働者死傷病報告

※新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除いたもの。

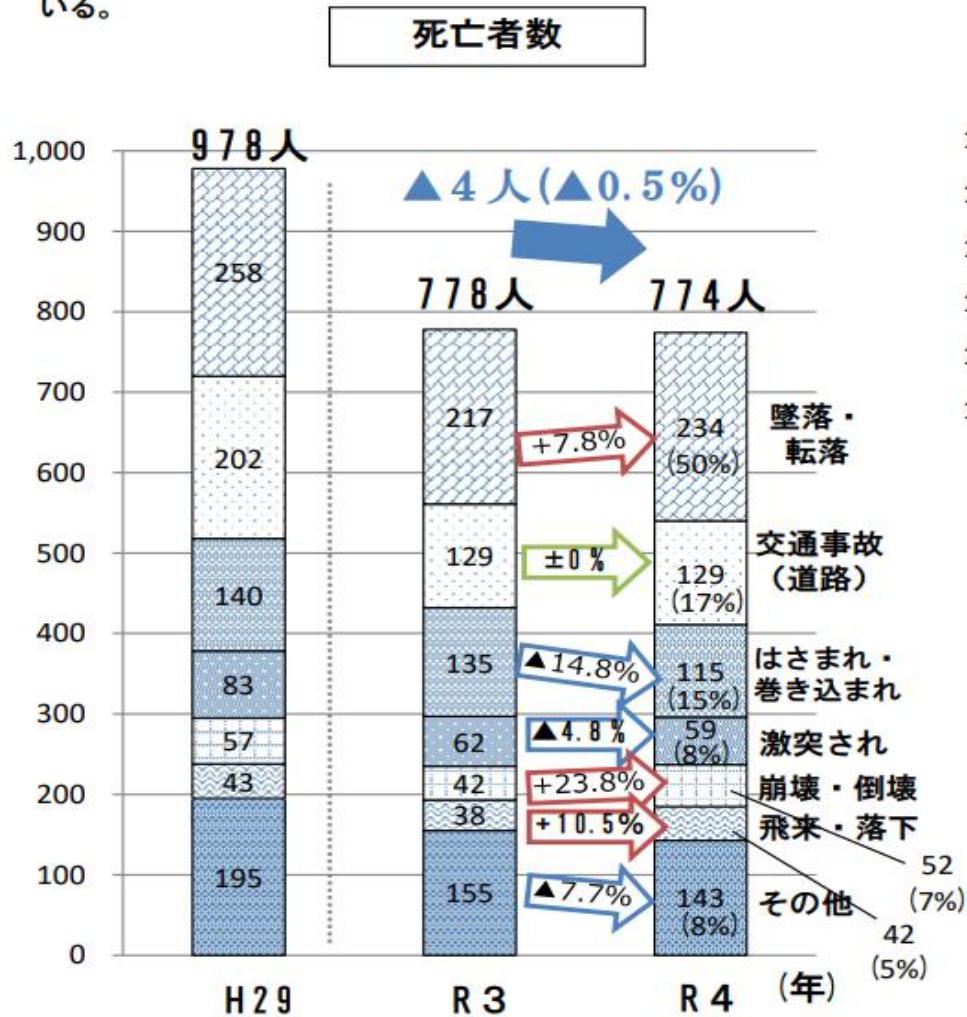


(3) 事故の型別労働災害発生状況 (令和4年)

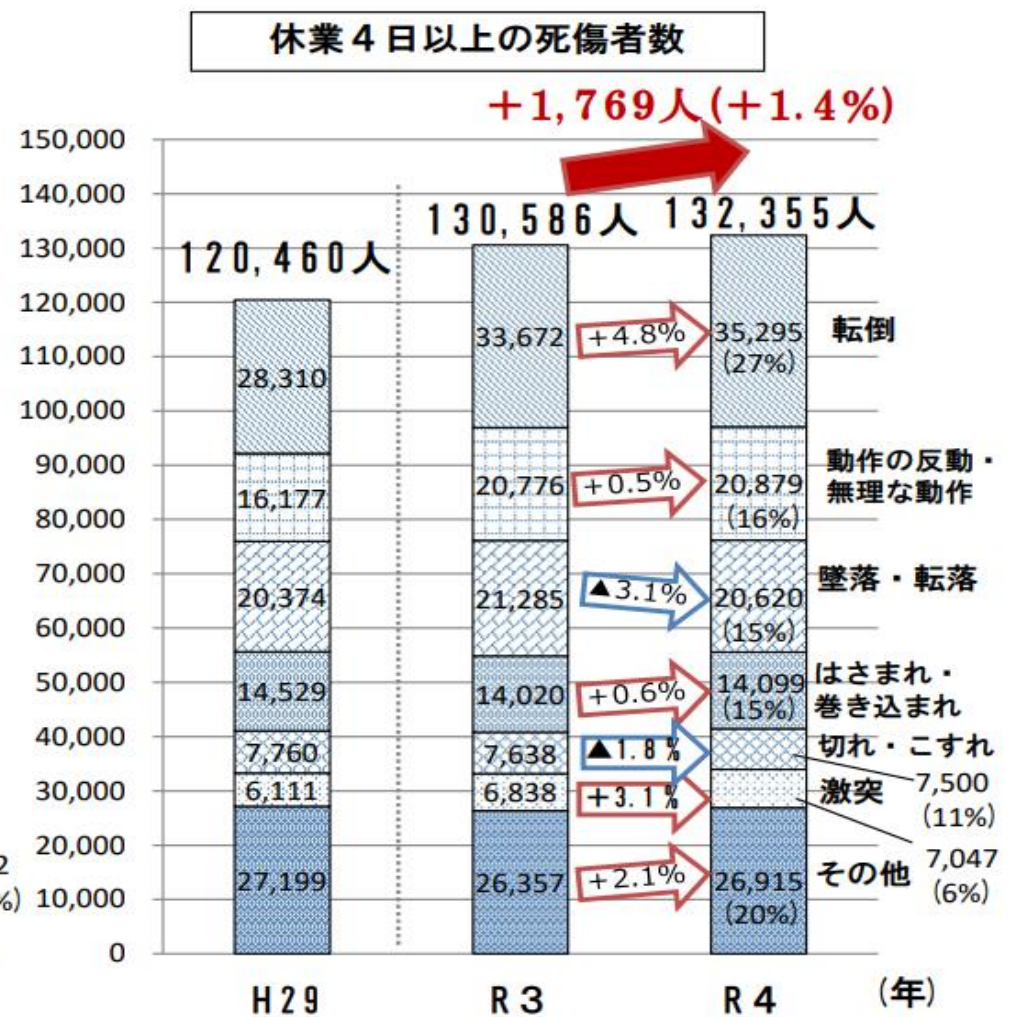
令和4年 事故の型別労働災害発生状況 (確定値)

○ 令和4年1月1日から12月31日までに発生した労働災害について、令和5年4月7日までに報告があったものを集計したもの

○ 第13次労働災害防止計画において、平成29年と比較して令和4年までに死亡者数は15%以上の減少、死傷者数は5%以上の減少を掲げている。



出典：死亡災害報告

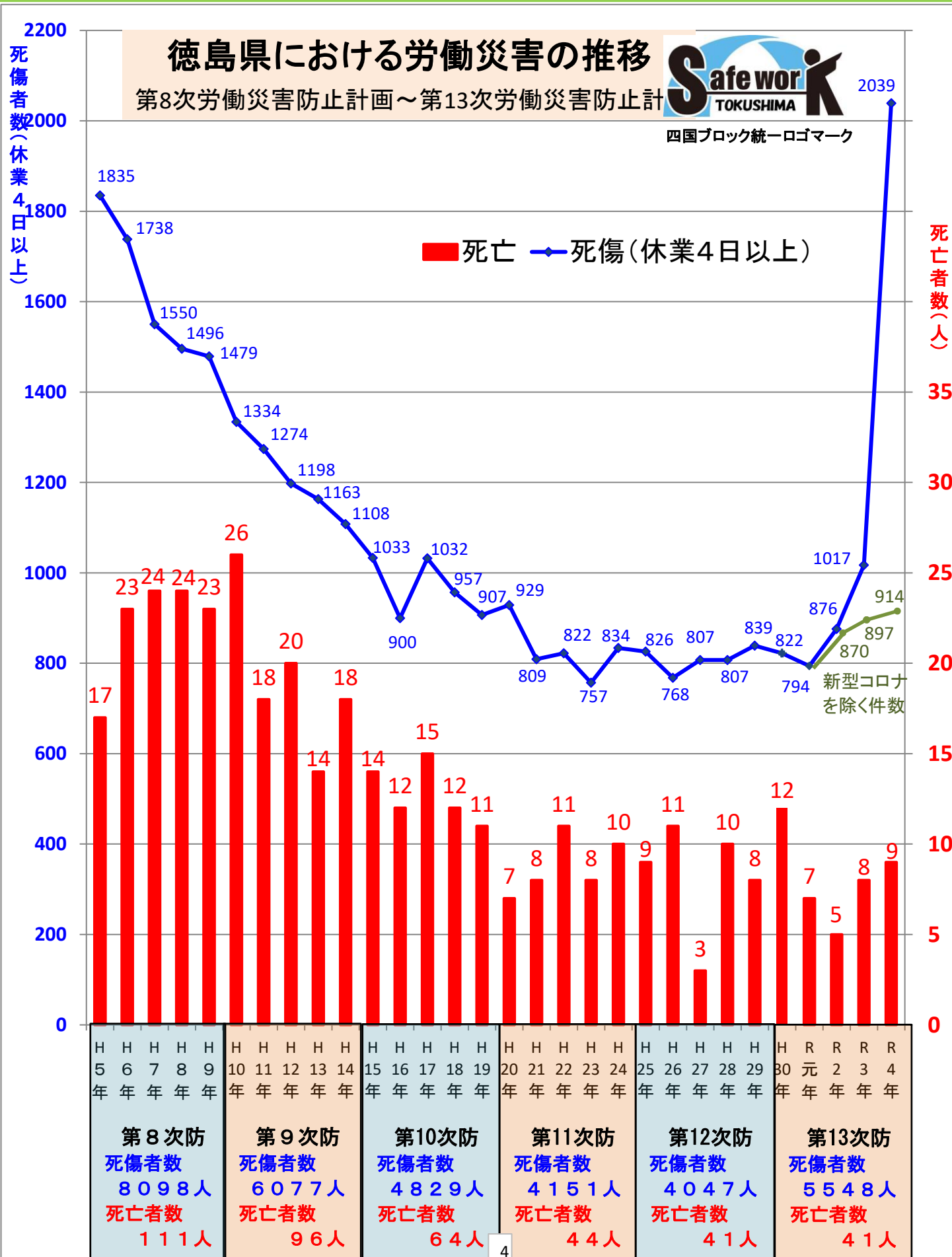


出典：労働者死傷病報告

※新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除いたもの。

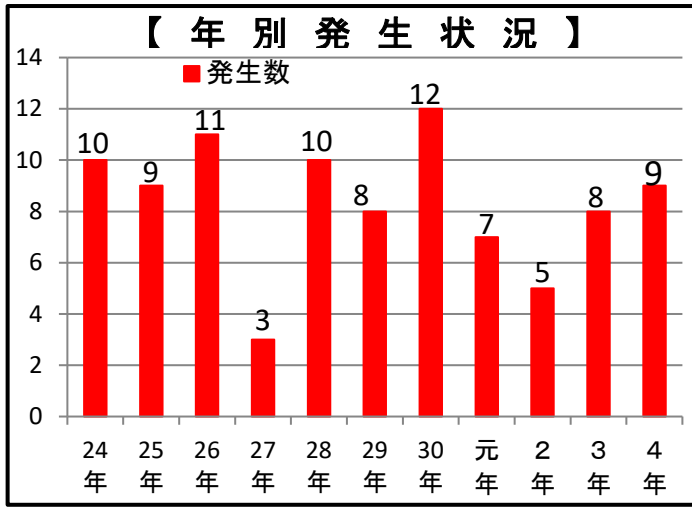
2 徳島県の労働災害発生状況

(1) 労働災害発生状況の推移(平成5年～令和4年)



(2) 徳島県の死亡労働災害発生状況(平成24年～令和4年)

(※ 各表の単位:「人」)



①業種別 (死亡者数)

年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	計
製造業	1	2	3		3	1	2	2			1	15
建設業	3	4	5		2	4	4	3	3	3	4	35
道路貨物運送				2	1		1	1	1	1	3	10
林業			2			1						3
三次産業												
小売業	1			1	1		1		1			5
小売以外	3	3	1		1	1	2			3		14
上記以外	2				2	1	2	1		1	1	10
計	10	9	11	3	10	8	12	7	5	8	9	92

②年齢別 (死亡者数)

年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	計
～19							1					1
20～29		1	1		1	1		1		1		6
30～39	1	2	3		1	2	2	1			1	13
40～49	2	1	1			1			1		3	9
50～59	2	1	1	1	3		3	3	3	3	1	21
60～65	3	2	1		1	2	2	2	1	1	2	17
65歳以上	2	2	4	2	4	2	4			3	2	25
計	10	9	11	3	10	8	12	7	5	8	9	92

③規模別 (死亡者数)

年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	計
1～9人	7	4	8	1	8	6	7	3	1	3	2	50
10～29	2		1	1	1	2	2	1	3	3	2	18
30～49	1	4	1	1	1		2	1	1	1	3	16
50～99		1								1	1	3
100～299			1				1	1			1	4
300～499								1				1
500人以上												
計	10	9	11	3	10	8	12	7	5	8	9	92

④事故の型別/起因物別【平成24年から令和4年】 (確定値) (死亡者数)

事故の型	起因物	建機等	設機	一動機	般力機	他動機	力機	動クレーン等	動力運搬機	乗物	用具	建築物・構築物等	物質・材料荷	環境等	その他	計
墜落・転落		4						3	5		2	9		1	1	25
転倒									1			2				3
飛来・落下		1						3	1					1		6
崩壊・倒壊		1										3		2		6
激突され		2						1	2		1			2	1	9
はさまれ・まきこまれ		2		1		2			4	1			1			11
切れ・こすれ							1									1
おぼれ										3		1		4		8
感電																
爆発・破裂													1			1
交通事故								1	9	8						18
その他の型															4	4
計		10		1		3		8	22	12	3	15	2	10	6	92

(3)徳島県内の死亡労働災害一覧（令和4年）

No.	発生月	事故の型	起因物	業種	性別	職種等
	時間			事業場規模	年齢	
①	1月	墜落・転落	トラック	運輸交通業	男	運転者
	11時台			10人未満	40歳代	
荷の積替え作業に従事していたところ、道路沿いの崖下に転落した。						
②	1月	交通事故	乗用車	警備業	男	警備員
	22時台			30～49人	70歳代	
交通誘導中、国道を走行していた乗用車に轢かれた						
③	1月	墜落・転落	屋根	その他建設業	男	作業員
	8時台			10人未満	40歳代	
屋根上で作業準備中、屋根から墜落した。						
④	2月	挟まれ ・巻き込まれ	その他の 動力運搬機	運輸交通業	男	運転者
	6時台			30～49人	60歳代	
傾斜地に停車させた車両後方で作業中、後退してきた車を支えようとして轢かれた。						
⑤	2月	交通事故	トラック	その他建設業	男	運転者
	12時台			10～29人	50歳代	
工事現場へトラックを運転中、停止車両に追突した。						
⑥	4月	挟まれ ・巻き込まれ	整地・運搬・ 積込み用機械	パルプ ・紙製造業	男	作業員
	0時台			100～299人	40歳代	
作業エリアを歩行通行中、後進してきたホイールローダーに轢かれた。						
⑦	6月	激突され	掘削用機械	その他建設業	男	作業員
	16時台			50～99人	70歳代	
解体工事の作業状況確認中の被災者に、旋回したドラグショベルのバケットが激突した。						
⑧	7月	崩壊・倒壊	建築物・構築物	建築工事業	男	作業員
	13時台			30～49人	60歳代	
鉄筋組立中、鉄筋支持の架台の傾き調整のため控えワイヤーを緊張させたところ、架台と共に鉄筋が倒壊した。						
⑨	10月	墜落・転落	トラック	運輸交通業	男	運転者
	8時台			10～29人	30歳代	
荷主先で荷の積み込み中、トラックの荷台から墜落した。						

(4) 業種別死傷労働災害発生状況（休業4日以上）

令和4年確定値

	第12次防		徳島第13次労働災害防止推進計画						対前年比較				
	平成29年実績	5か年平均	発生状況					目標値		令和3年	令和4年	対前年同期比	
			平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和4年	5か年平均				
製 造 業	食料品製造業	58	56	54	53	61	78	75	—	—	78	75	-3.8%
	木材木製品製造業	15	21	16	24	13	16	20	—	—	16	20	25.0%
	家具装備品製造業	14	16	19	7	14	9	9	—	—	9	9	0.0%
	紙、印刷製本製造業	12	9	5	12	12	9	13	—	—	9	13	44.4%
	化学工業	24	20	18	25	12	25	31	—	—	25	31	24.0%
	窯業土石製品製造業	16	13	10	11	5	11	8	—	—	11	8	
	金属製品製造業	22	19	22	19	14	15	24	—	—	15	24	60.0%
	一般機械器具製造業	10	10	10	9	7	7	9	—	—	7	9	28.6%
	輸送用機械製造業	9	10	12	10	6	8	7	—	—	8	7	-12.5%
	上記以外の製造業	26	22	25	15	26	36	29	—	—	36	29	-19.4%
計	206	196	191	185	170	214	225	—	—	214	225	5.1%	
建 設 業	土木工事業	57	51	36	50	63	58	61	—	—	58	61	5.2%
	建築工事業	75	80	60	81	64	56	72	—	—	56	72	28.6%
	その他の建設業	18	27	29	16	30	40	65	—	—	40	65	62.5%
計	150	158	125	147	157	154	198	—	—	154	198	28.6%	
運 輸 交 通 業	道路貨物運送業	57	73	88	75	77	96	93	57	57	96	93	-3.1%
	その他の運輸交通業	11	11	10	8	8	6	12	—	—	6	12	100.0%
計	68	84	98	83	85	102	105	—	—	102	105	2.9%	
林業	23	28	31	8	18	19	29	—	—	19	29	52.6%	
第 三 次 産 業	小売業	83	69	78	78	96	88	110	—	—	88	110	25.0%
	医療保健業	34	34	43	33	47	103	631	—	—	103	631	512.6%
	社会福祉施設	52	44	64	63	91	87	475	52	52	87	475	446.0%
	飲食店	20	19	22	22	25	32	40	—	—	32	40	25.0%
	清掃・と畜業	41	40	39	46	42	47	44	—	—	47	44	-6.4%
	通信業	18	23	17	23	19	21	17	—	—	21	17	-19.0%
	上記以外の第三次産業	102	82	82	78	99	119	125	—	—	119	125	5.0%
計	350	311	345	343	419	497	1,442	—	—	497	1,442	190.1%	
上記以外の事業	42	32	32	28	27	31	40	—	—	31	40	29.0%	
合計	839	809	822	794	876	1,017	2,039	797	800	1,017	2,039	100.5%	

※ 目標値は、令和4年の合計件数を平成29年と比較して5%以上減少させ、5年平均で800件以内とすること。

3 徳島県の職業性疾病等の状況

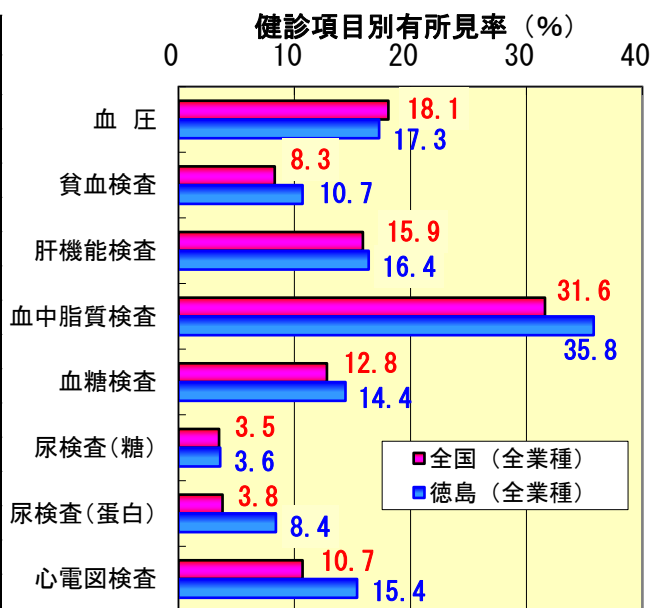
(1) 定期健康診断結果の推移

令和4年健康診断項目別有所見率の状況

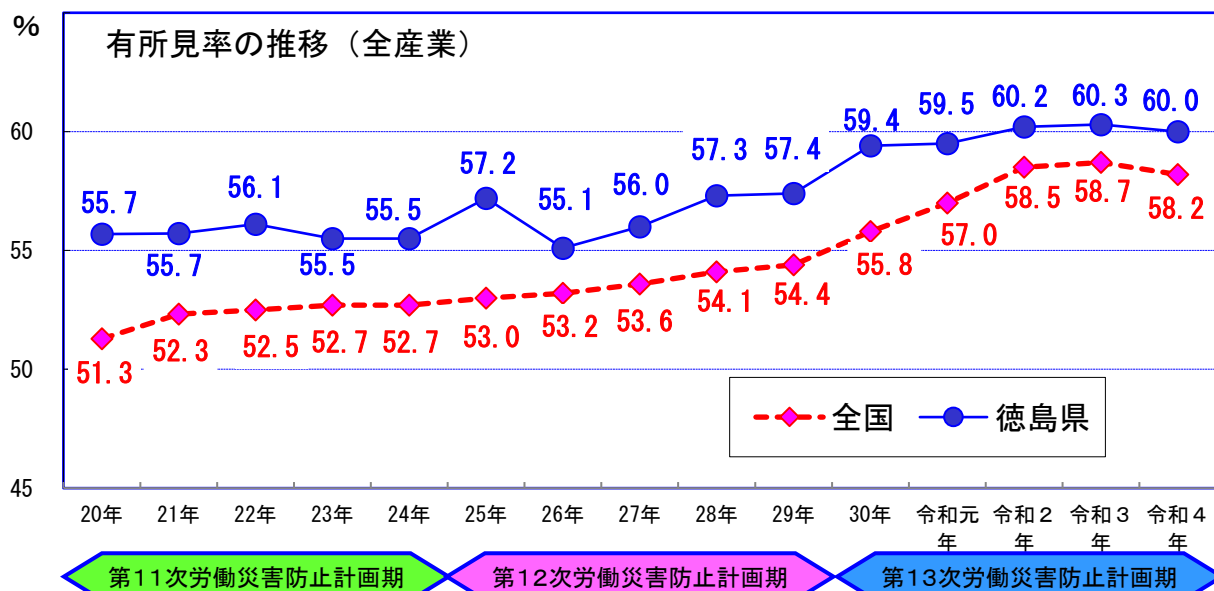
項目	業種	全国の 有所見率	徳島県の有所見率 (%)				
			全業種	製造業	建設業	運輸交通	商業
聴力 (1000Hz)		3.9	4.5	3.9	6.7	6.1	7.2
聴力 (4000Hz)		7.3	7.1	6.6	15.7	12.8	8.7
胸部X線検査		4.6	4.9	4.5	4.8	4.0	5.3
血圧		18.1	17.3	15.6	21.8	27.9	20.9
貧血検査		8.3	10.7	12.3	8.8	11.2	12.8
肝機能検査		15.9	16.4	18.8	22.5	21.0	14.2
血中脂質検査		31.6	35.8	37.7	33.9	44.6	30.8
血糖検査		12.8	14.4	16.0	15.7	16.9	14.4
尿検査 (糖)		3.5	3.6	3.4	5.3	7.3	3.1
尿検査 (蛋白)		3.8	8.4	9.6	13.0	11.1	5.5
心電図検査		10.7	15.4	18.5	13.3	14.0	18.1
所見のあった者		58.2	60.0	60.9	61.0	75.2	62.5

定期健康診断結果報告に基づく有所見率の推移

年別	区分	有所見率 (%)	
		全国	徳島県
第11次防	20年	51.3	55.7
	21年	52.3	55.7
	22年	52.5	56.1
	23年	52.7	55.5
	24年	52.7	55.5
第12次防	25年	53.0	57.2
	26年	53.2	55.1
	27年	53.6	56.0
	28年	54.1	57.3
	29年	54.4	57.4
第13次防	30年	55.8	59.4
	令和元年	57.0	59.5
	令和2年	58.5	60.2
	令和3年	58.7	60.3
令和4年	58.2	60.0	



※有所見率の推移は集計データの精査・再集計を反映しています。

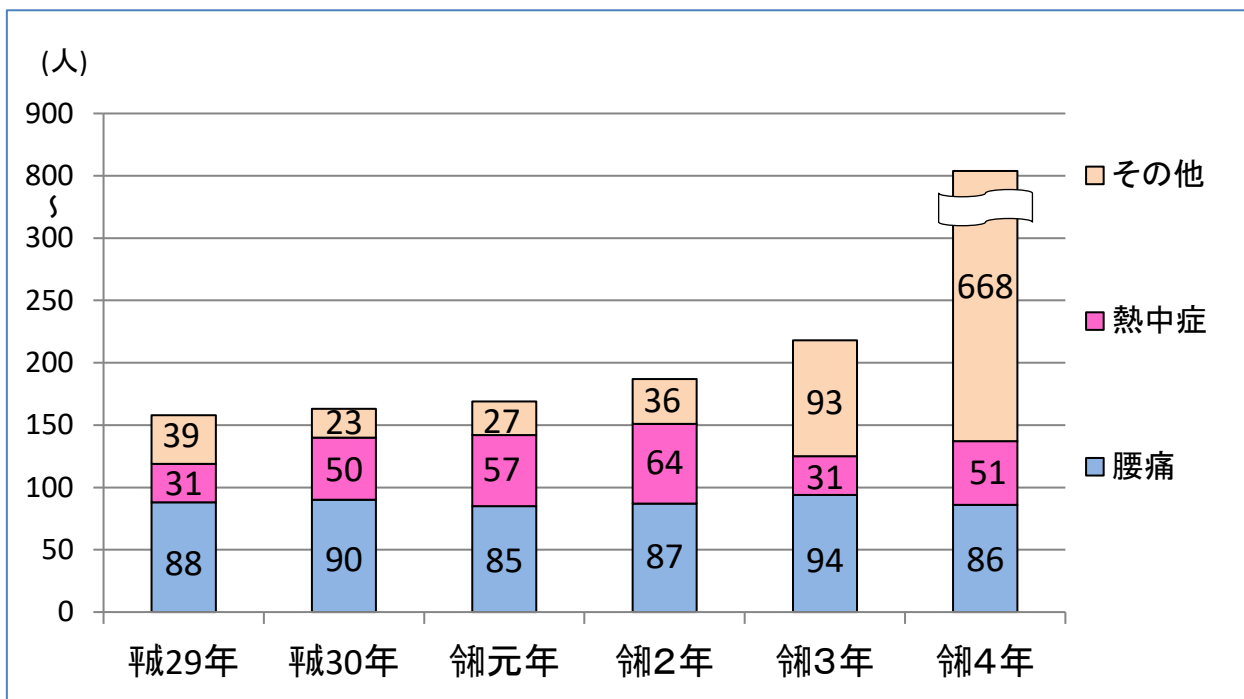


(2) 業務上疾病発生状況 (平成29年～令和4年)

(人)

疾病別		年度等	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年
(1)負傷に起因する疾病 (うち腰痛)			88 (88)	91 (90)	90 (85)	93 (87)	97 (94)	93 (86)
物理的 因子に よる	(2)有害光線による疾病				1			
	(3)電離放射線による疾病							
	(4)異常気圧下における疾病				1			
	(5)異常温度条件による疾病 (うち熱中症)		31 (31)	50 (50)	57 (57)	64 (64)	31 (31)	51 (51)
	(6)騒音による耳の疾病		14	11	6	5	1	6
	(7)(2)～(6)以外の原因による疾病					1		
	作 業 様 態 に よ る	(8)重激業務による運動器疾患と内臓脱				2		
(9)負傷によらない業務上の腰痛								
(10)振動障害			7	4	4	5	2	6
(11)手指前腕の障害及び顎肩腕症候群			9	4	1	4	3	4
(12)(8)～(11)以外の作業様態に起因する疾病					3			
(13)酸素欠乏症								
(14)化学物質による疾病(がんを除く)			3		2		24	4
(15)じん肺及びじん肺合併症			2		2	2	1	1
(16)病原体による疾病(新型コロナ含む)			2			13	56	638
が ん	(17)電離放射線によるがん							
	(18)化学物質によるがん			2				
	(19)(17)、(18)以外の原因によるがん							
(20)過重労働による脳心				1				
(21)精神障害			2				2	1
(22)その他の業務によることの明らかな疾病							1	1
合 計			158	163	169	187	218	805

※ 数値は、労災給付件数を計上した



(3) 徳島県の業務上疾病発生状況

① 徳島労働局管内の業務上疾病（災害性腰痛）の発生状況

平成 25 年から令和4年までに県内の各労働基準監督署に請求された労災給付件数をベースに集計した災害性腰痛を含む業務上疾病の推移は下図のとおりです。腰痛は例年 80～90 件程度発生しており高止まりの状況が続いています。

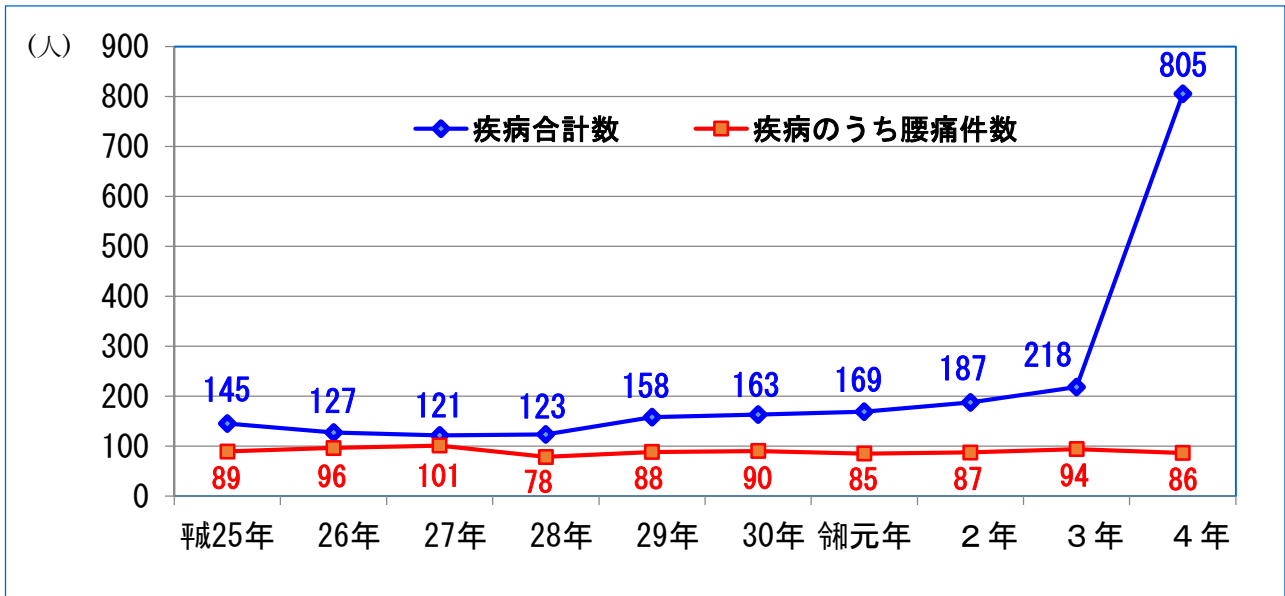
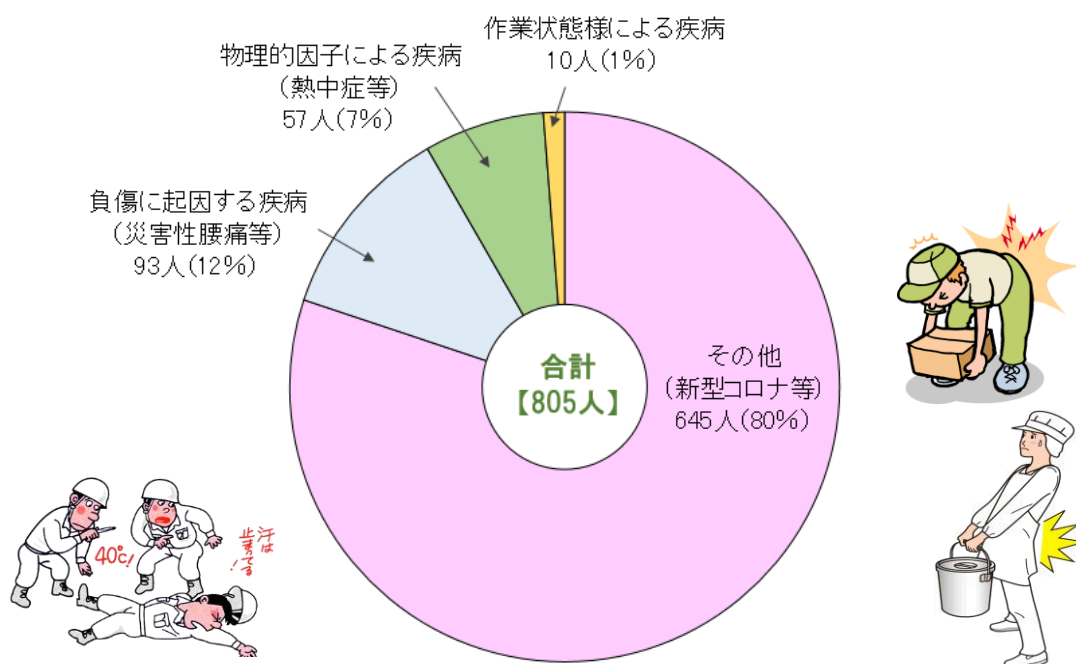


図1 業務上疾病の発生状況（徳島県）（平成25年～令和4年）

② 災害性腰痛等の発生状況

令和4年に県内で発生した業務上疾病の内訳は、図2「令和4年 業務上疾病の分類別発生状況(徳島県)」のとおりで、合計 805 人のうち新型コロナウイルス感染症等が約8割を占めています。また、新型コロナウイルス感染症等を除くと、「負傷に起因する疾病(主に災害性腰痛)」が約5割、「物理的因子による疾病(主に熱中症)」が約3割を占めています。

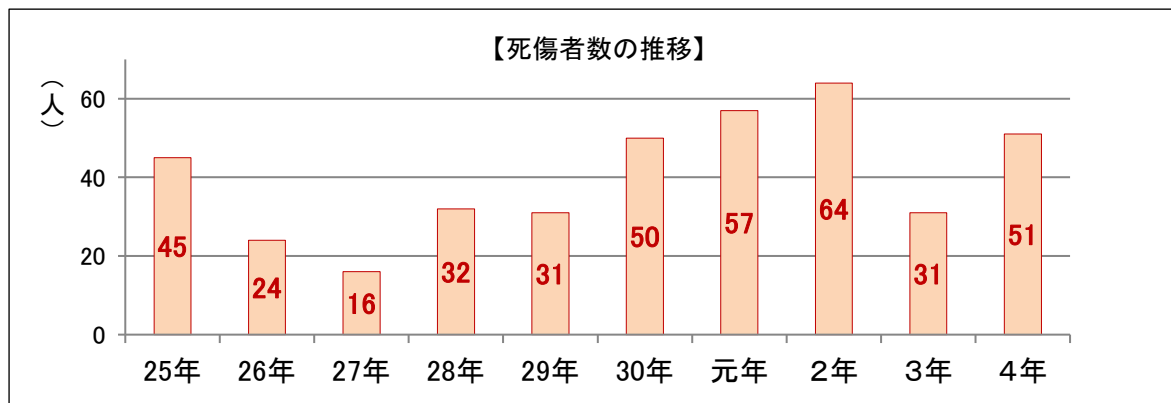
図2 令和4年 業務上疾病の分類別発生状況（徳島県）



(4) 徳島県の職場における熱中症による死傷災害の発生状況

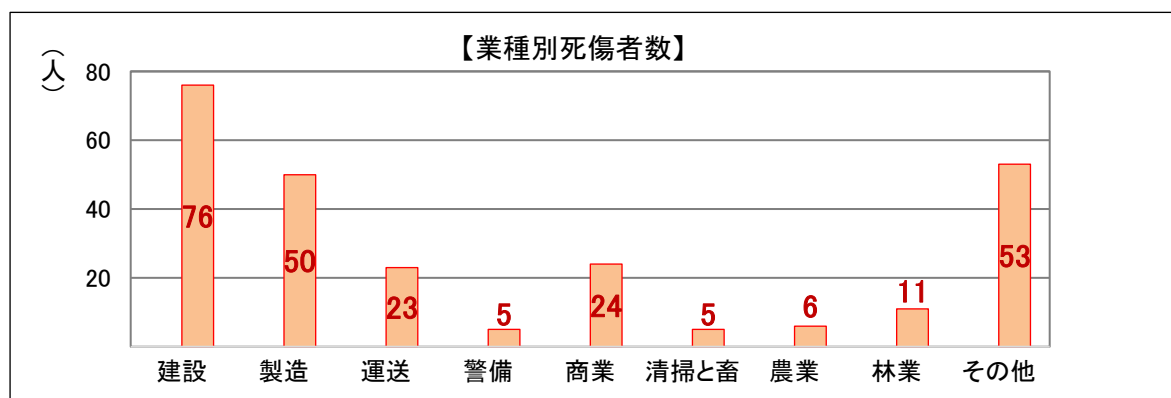
① 熱中症による死傷者数の推移（平成25～令和4年）

令和4年の徳島県の熱中症による死傷者数は51人となりました。全国的には熱中症による重篤な労働災害が後を絶たない状況ですが、徳島では熱中症による死亡災害は発生していません。



② 業種別発生状況（過去5年間の状況、平成30～令和4年）

過去5年間（平成30～令和4年）の業種別の死傷者数をみると、建設業が最も多く、次いで製造業で多く発生しており、全体の約5割がこれらの業種で発生しています。



③ 月別発生状況（平成30～令和4年）

7、8月の発生率が高い。

5年間合計	5月	6月	7月	8月	9月	左記以外	合計
発生件数	6	27	95	105	17	3	253
発生割合 (%)	2.4	10.7	37.5	41.5	6.7	1.2	100

④ 時間帯別発生状況（平成30～令和4年）

11時台及び15時台の発生率が高い。

発生時間帯	9時台以前	10時台	11時台	12時台	13時台	14時台	15時台	16時台	17時台	18時台以後
5年間合計	35	22	45	19	20	22	36	24	15	15
割合 (%)	13.8	8.7	17.8	7.5	7.9	8.7	14.3	9.5	5.9	5.9

4 安全衛生関係資料

(1) 「徳島第14次労働災害防止推進計画」のポイント

徳島労働局では「徳島第14次労働災害防止推進計画」を策定し、国で定めた「労働災害防止計画」を推進します。令和5年度から5年間の目標や重点的に取り組むべき事項を定めることにより労働災害の減少を目指します。

◎徳島第13次防推進計画の結果と課題

労働災害による被災者数 令和4年（2022年）

・死亡者数：9人 ・死傷者数：2039人（休業4日以上）

- 労働災害は長期的には減少しているが、転倒、動作の反動・無理な動作など行動災害による労働災害が増加している。また、新型コロナウイルス感染症り患者により労働災害は大幅に増加した。
- 死亡災害は建設業での墜落、転落災害の占める割合が高い。要求性能墜落制止用器具を適切に使用した墜落防止対策が課題である。

◎徳島第14次防推進計画の重点事項

労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

高齢労働者の労働災害防止対策の推進

業種別の労働災害防止対策の推進

多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

労働者の健康確保対策の推進

化学物質等による健康障害防止対策の推進

自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

個人事業主等に対する安全衛生対策の推進

上の重点事項における取組の進捗状況を確認する指標をアウトプット指標として設定し、アウトカム（達成目標）を定めています。アウトカム指標を達成し、

令和9年における死亡災害を6人以下、死傷者数を令和4年より減少させることを目指しています。

◎徳島第14次防推進計画における指標

アウトプット指標

アウトカム指標

○労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

・転倒災害対策（ハード・ソフト両面）に取り組む事業場の割合を令和9年までに50%以上とする。
・卸売業・小売業／医療・福祉の事業場における正社員以外への安全衛生教育の実施率を令和9年までに80%以上とする。

・増加傾向にある転倒による死傷者数を令和4年と比較して令和9年までにその増加に歯止めをかける。
・転倒による平均休業見込み日数を令和9年までに40日以下とする。

・介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を令和5年と比較して令和9年までに増加させる。

・社会福祉施設における腰痛による死傷者数を令和4年と比較して令和9年までに減少させる。

○高齢労働者の労働災害防止対策の推進

・「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく高齢労働者の安全衛生確保の取組を実施する事業場の割合を令和9年までに50%以上とする。

・増加傾向にある60歳代以上の死傷者数（新型コロナウイルス感染症り患者を除く。）を令和4年と比較して令和9年までにその増加に歯止めをかける。

○業種別の労働災害防止対策の推進

・「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する陸上貨物運送業等の事業場（荷主含む。）の割合を令和9年までに45%以上とする。

・墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を令和9年までに85%以上とする。

・機械による「はさまれ巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を令和9年までに60%以上とする。

・「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を令和9年までに50%以上とする。

・陸上貨物運送事業の死傷者数（新型コロナウイルス感染症り患者を除く。）を令和9年までに令和4年と比較して5%以上減少させる。

・建設業の死亡者数を令和9年に2人以下、5年間10人以下とする。

・製造業における機械によるはさまれ・巻き込まれの死傷者数を令和9年までに令和4年と比較して5%以上減少させる。

・林業の死傷者数（新型コロナウイルス感染症り患者を除く。）を令和9年までに令和4年と比較して5%以上減少させる。

○多様な働き方への対応、外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

・母国語に翻訳された教材、視聴覚教材を用いるなど外国人労働者に分かりやすい方法で災害防止の教育を行っている事業場の割合を令和9年までに50%以上とする。

・外国人労働者の死傷者数（新型コロナウイルス感染症り患者を除く。）を令和9年までに令和4年と比較して5%以上減少させる。

○労働者の健康確保対策の推進

・企業における年次有給休暇の取得率を令和7年までに70%以上とする。
・勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を令和7年までに15%以上とする。

・週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を令和7年までに5%以下とする。

・メンタルヘルス対策に取り組む事業者の割合を令和9年までに80%以上とする
・50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を令和9年までに50%以上とする。

・自分の仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合を令和9年までに50%未満とする。

・必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を令和9年までに80%以上とする。

（指標は立てず）労働者の健康障害全般の予防につながり、健康診断有所見率等が改善することを期待。

○化学物質等による健康障害防止対策の推進

・労働安全衛生法第57条及び第57条の2に基づくラベル表示・SDSの交付の義務対象となっていないが、危険性有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示、SDSの交付を行っている事業場の割合を令和7年までにそれぞれ80%以上とする。

・労働安全衛生法第57条の3に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を令和7年までに80%以上とするとともに、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を令和9年までに80%以上とする。

・化学物質の性状に関連の強い死傷災害（有害物等との接触、爆発、火災によるもの）の件数を平成30年から令和4年までの5年間と比較して令和5年から令和9年までの5年間で、5%以上減少させる。

徳島第14次防推進計画の詳細は、
ホームページをご覧ください。



第14次防関連
厚生労働省ホームページ

・熱中症災害防止のために暑さ指数を把握している事業場の割合を令和5年と比較して令和9年までに増加させる。

・熱中症による死傷者数を平成30年から令和4年までの5年間と比較して令和5年から令和9年までの5年間で、5%以上減少させる。

徳島推進計画

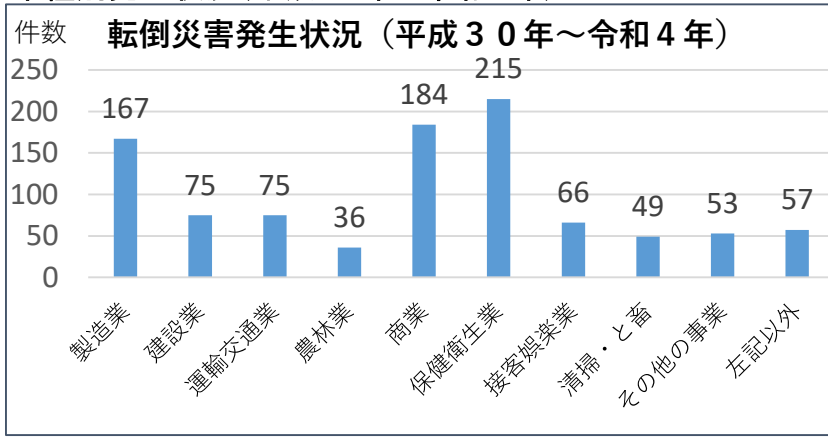
アウトカム指標を達成した場合、労働災害全体として、以下が期待される。

・死亡災害が令和4年の9人と比較して、令和9年には、3人以上減少（6人以下）となる

・増加傾向にある死傷災害（新型コロナウイルス感染症り患者除く）については、令和4年と比較して令和9年までに減少に転ずる。

(2) 転倒災害の発生状況【徳島県】

① 業種別発生状況(平成30年～令和4年)

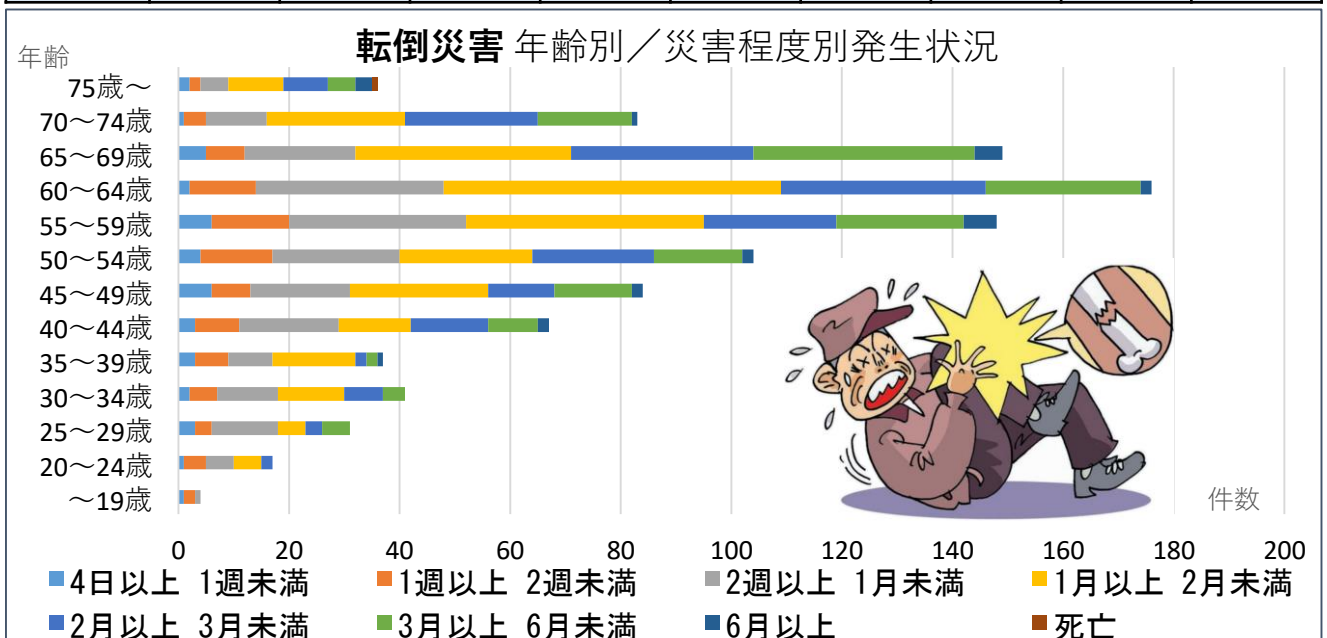


徳島県内における過去5年間の「転倒」による死傷者数は、合計で977人となっており、業種別の内訳を見ると、保健衛生業が最も多く、次いで商業、製造業の順となっている。

資料出所: 労働者死傷病報告による

② 年齢別／災害程度別発生状況(平成30年～令和4年)

程度 年齢	4日以上 1週未満	1週以上 2週未満	2週以上 1月未満	1月以上 2月未満	2月以上 3月未満	3月以上 6月未満	6月以上	死亡	計
75歳～	2	2	5	10	8	5	3	1	36
70～74歳	1	4	11	25	24	17	1		83
65～69歳	5	7	20	39	33	40	5		149
60～64歳	2	12	34	61	37	28	2		176
55～59歳	6	14	32	43	24	23	6		148
50～54歳	4	13	23	24	22	16	2		104
45～49歳	6	7	18	25	12	14	2		84
40～44歳	3	8	18	13	14	9	2		67
35～39歳	3	6	8	15	2	2	1		37
30～34歳	2	5	11	12	7	4			41
25～29歳	3	3	12	5	3	5			31
20～24歳	1	4	5	5	2				17
～19歳	1	2	1						4
計	39	87	198	277	188	163	24	1	977

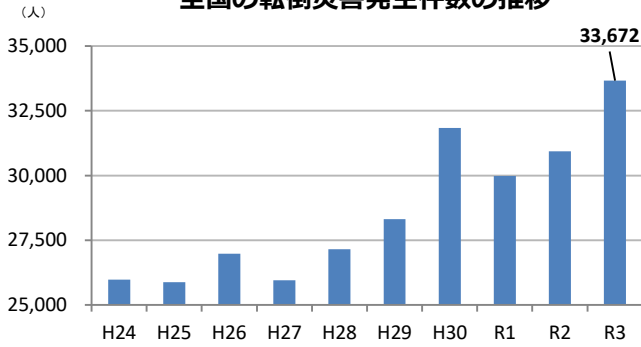


年齢別では60歳から64歳が最も多く、50歳以上の合計では696件となり、全体の71.2%を占めている。

災害程度別では、「1か月以上 2か月未満」が最も多く、1か月以上の合計では653件となり、全体の66.8%を占めている。

職場での転倒事故を減らしましょう！

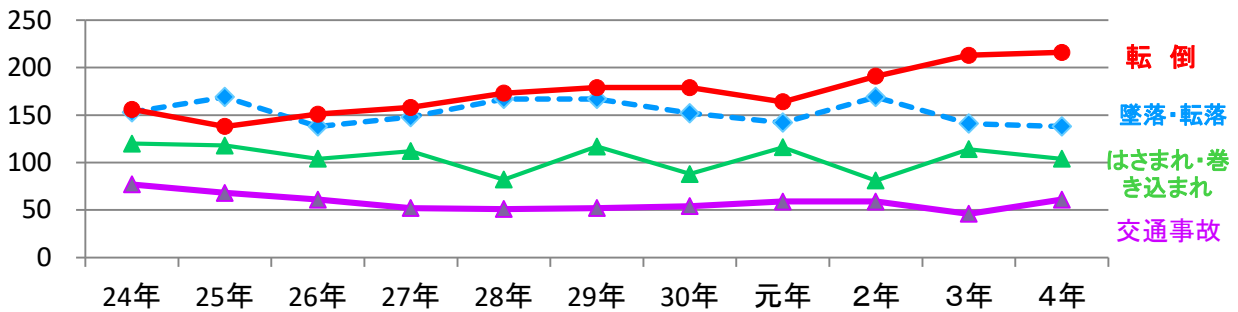
全国の転倒災害発生件数の推移



令和3年に仕事中の転倒災害で4日以上
の休業をした方は、全国で約33,000人に
上り、事故の型では最も多くなっています。
徳島では毎年170人前後で推移していま
したが、令和元年以降増加し令和4年は216
人となり、新型コロナウイルスり患者を除
くと労働災害全体のおよそ2割が転倒災害
となっています。

高齢者が転倒した場合、重篤な災害となることが多く、労働者の高齢化が進む現代ではリスクアセスメント、危険個所の見える化などにより転倒災害防止対策に取り組みま
しょう。

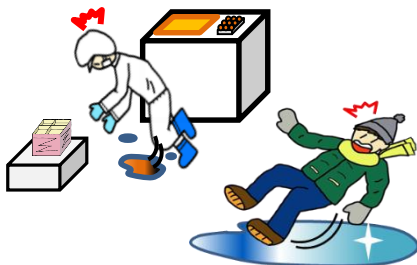
徳島県内の事故の型別労働災害発生状況



転倒災害の種類と主な原因

転倒災害は大きく3種類に分けられます。危険個所の「見える化」を図りましょう

滑り



【主な原因】

- 床が滑りやすい素材である
- 床に水や油がこぼれている
- 滑りやすい異物が落ちている
- 凍った水溜りを歩いた。

つまずき



【主な原因】

- 床の凹凸や段差がある
- 床に放置された荷物や商品がある
- 通路に台車、パレット、機器類や工具などが出ている

踏み外し



【主な原因】

- 大きな荷物を抱えて足元が見えない状態で移動した
- 照度不足のため段差が見づらい箇所がある
- 手すりを取り外されていた、手すりがなかった

転倒災害防止対策のポイント

転倒災害防止対策により安心して作業が行えるようになり、作業効率が上がります。
できることから少しずつ、確実に取り組みましょう。

設備管理面の対策 [4S(整理・整頓・清掃・清潔)]

- ◆ 歩行場所に物を放置しない
- ◆ 床面の汚れ(水、油、粉等)を取り除く
- ◆ 床面の凹凸、段差等の解消



転倒しにくい作業方法 [あせらない 急ぐ時ほど 落ち着いて]

- ◆ 時間に余裕を持って行動
- ◆ 滑りやすい場所では小さな歩幅で歩行
- ◆ 足元が見えにくい状態では作業しない



その他の対策

- ◆ 作業に適した靴の着用
- ◆ 職場の危険マップの作成等による危険情報の共有
- ◆ 転倒危険場所にステッカー等で注意喚起



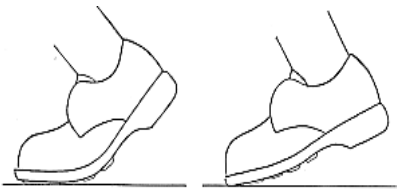
正しい靴の選び方

- ◆ 靴は、自分の足に合ったサイズのものを使いましょう。
- ◆ 小さすぎる靴は足指が動かしにくく、バランスを崩したときに足の踏ん張りがきかなくなります。
- ◆ 大きすぎる靴は、歩行のたびに足が前後斜めに動いて、靴のつま先やかかところが、足の動きに追従できなくなります。

以下のポイントにも注意して、作業に合った靴を選びましょう。

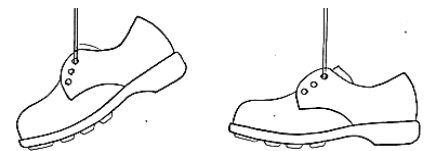
靴の屈曲性

靴の屈曲性が悪いと、足に負担がかかるだけでなく、擦り足になりやすく、つまずきの原因となります。



靴の重量

靴が重くなると、足が上がりにくくなるため、擦り足になりやすく、つまずきの原因となります。靴が重く感じられる重量には個人差がありますが、短靴では900g/足以下のものをお勧めします。

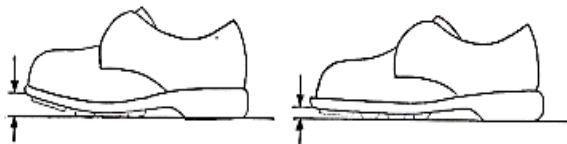


靴の重量バランス

靴の重量がつま先部に偏っていると、歩行時につま先部が上がりにくく(トゥダウン)、無意識のうちに擦り足になりやすく、つまずきを生じやすくなります。

つま先部の高さ

つま先部の高さ(トゥスプリング)が低いと、ちょっとした段差につまずきやすくなります。高齢労働者ほど擦り足で歩行する傾向があるため、よりつまずきやすくなります。



靴底と床の耐滑性のバランス

滑りやすい床には滑りにくい靴底が有効ですが、滑りにくい床に滑りにくい靴底では、摩擦が強くなりすぎて歩行時につまずく場合があります。靴底の耐滑性は、職場の床の滑りやすさの程度に応じたものとする必要があるため、靴はできるだけ履いてみてから選定することをお勧めします。

(4) ~働く高齢者の特性に配慮した エイジフレンドリーな職場づくり を進めましょう~

高齢者が安心して働ける環境になっていませんか？

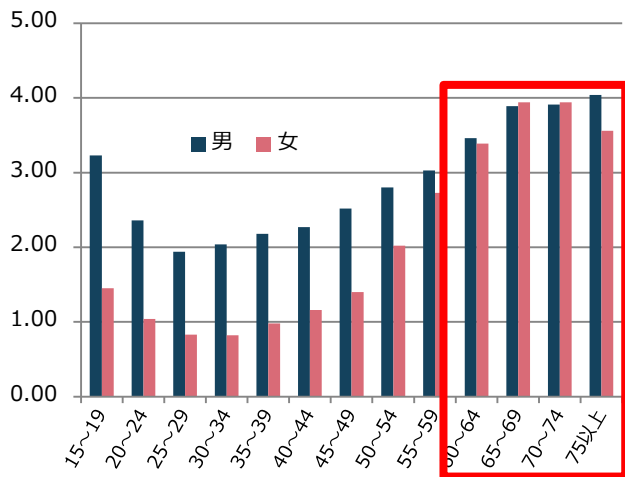
高齢の就労者は増加しています

65歳以上の就業者数は、2011年から2021年の10年で59.7%増加。65歳以上の就業者の占める割合は2011年9%から2021年に13.7%に上昇。（労働力調査総務省R4.2.1発表）

労働災害のうち60歳以上の労働者が占める割合は**1/4以上**(2019年は27%)

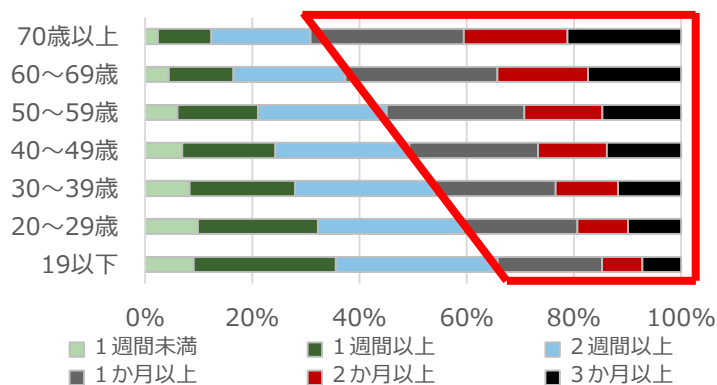
労働災害発生率は、若年層に比べ**高年齢層で高い**

<年齢別・男女別の労働災害発生率>



※労働者1000人当たりの死傷災害（休業4日以上）の発生件数
出典：労働力調査、労働者死傷病報告（2019年）

<年齢別の休業見込み期間の長さ>



出典：労働者死傷病報告（2019年）



労働災害により休業が発生すると
人手不足となります



安心して安全に働くことのできる職場づくりを！

エイジフレンドリーガイドライン（高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）を策定しています

事業者に求められる事項

高齢者の就労状況や業務の内容等の実情に応じ、実施可能な対策に取り組みましょう。

1 はじめに

- ・企業の経営トップが取り組む方針を表明し、担当者や組織を指定します
- ・高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、対策の優先順位を検討します
- ・職場改善ツール「エイジアクション100」のチェックリストの活用も有効です→



2 職場環境の改善

(1) 身体機能の低下を補う設備・装置の導入（主としてハード面の対策）

- ・高齢者でも安全に働き続けることができるよう、**施設、設備、装置等の改善を行います**

⇩対策の例⇩

<p>通路を含め作業場所の照度を確保する</p>	<p>警報音等は聞き取りやすい中低音域の音、パトライト等は有効視野を考慮</p>	<p>階段には手すりを設け、可能な限り通路の段差を解消する</p>
<p>不自然な作業姿勢をなくすよう作業台の高さや作業対象物の配置を改善する</p>	<p>涼しい休憩場所を整備し、通気性の良い服装を準備する</p>	<p>リフト、スライディングシート等を導入し、抱え上げ作業を抑制</p>
<p>例えば戸口に段差がある時</p>	<p>防滑靴を利用させる</p>	<ul style="list-style-type: none">・床や通路の滑りやすい箇所に防滑素材（床材や階段用シート）を採用する・熱中症の初期症状を把握できるウェアラブルデバイス等のIoT機器を利用する・パワーアシストスーツ等を導入する 等

(2) 高年齢労働者の特性を考慮した作業管理（主としてソフト面の対策）

- ・高年齢労働者の特性を考慮し**作業内容等を見直します**。例えば、勤務形態や勤務時間を工夫して高齢者が就労しやすくすること（短時間勤務、隔日勤務等）や、ゆとりのある作業スピード、無理のない作業姿勢等への配慮などがあります。

3 高齢労働者の健康や体力の状況の把握

(1) 健康状況の把握

- ・健康診断を確実に実施します
- ・職場で行う法定の健診の対象にならない方については、例えば地域の健康診断等を受診しやすくするなど、働く高齢労働者が自らの健康状況を把握できるようにします

(2) 体力の状況の把握

- ・主に高齢労働者を対象とした**体力チェック**を継続的に行うよう努めます
- ・体力チェックの目的をわかりやすく丁寧に説明するとともに、事業場における方針を示し、運用の途中で適宜その方針を見直します

注意点

- ・安全作業に必要な体力の測定手法と評価基準は、安全衛生委員会等の審議を踏まえてルール化するようにします

4 高齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

- (1) 個々の高齢労働者の基礎疾患の罹患状況等の健康や体力の状況を踏まえた措置を講じます

- (2) 高齢労働者の状況に応じた業務の提供
健康や体力の状況は高齢になるほど個人差が拡大するため、個々の労働者の状況に合わせ、適合する業務をマッチングさせます

- (3) 心身両面にわたる健康保持増進措置
フレイルやロコモティブシンドロームの予防を意識した**健康づくり活動**を行います

体力チェックの一例

転倒等リスク評価セルフチェック票

I 身体機能計測結果

① 2ステップテスト (歩行能力・筋力)
あなたの結果は cm / cm (身長) =
下の評価表に当てはめると → 評価

評価表	1	2	3	4	5
結果 / 身長	~1.24	1.25 ~1.38	1.39 ~1.46	1.47 ~1.65	1.66~

② 座位ステップテスト (敏捷性)
あなたの結果は 回 / 20秒
下の評価表に当てはめると → 評価

評価表	1	2	3	4	5
(回)	~24	25 ~28	29 ~43	44 ~47	48~

③ ファンクショナルリーチ (動的バランス)
あなたの結果は cm
下の評価表に当てはめると → 評価


評価表	1	2	3	4	5
(cm)	~19	20 ~29	30 ~35	36 ~39	40~

④ 開眼片足立ち (静的バランス)
あなたの結果は 秒
下の評価表に当てはめると → 評価

評価表	1	2	3	4	5
(秒)	~7	7.1 ~17	17.1 ~55	55.1 ~90	90.1~

⑤ 開眼片足立ち (静的バランス)
あなたの結果は 秒
下の評価表に当てはめると → 評価

評価表	1	2	3	4	5
(秒)	~15	15.1 ~30	30.1 ~84	84.1 ~120	120.1~

詳しくはこちら⇒ 

身体機能計測の評価数字をⅢのレーダーチャートに黒字で記入

取組の例

転倒・腰痛予防！「いきいき健康体操」
<https://youtu.be/9jCi6oXS8IY>
 (令和元年度厚生労働科学研究費補助金 労働安全衛生総合研究事業「エビデンスに基づいた転倒予防体操の開発およびその検証」の一環として製作)



健康や体力の状況に関する情報はプライバシーに配慮し、測定結果により不利益にならないように注意する必要があります

全国の体操動画やリーフレットの紹介(厚労省HP) →



5 安全衛生教育

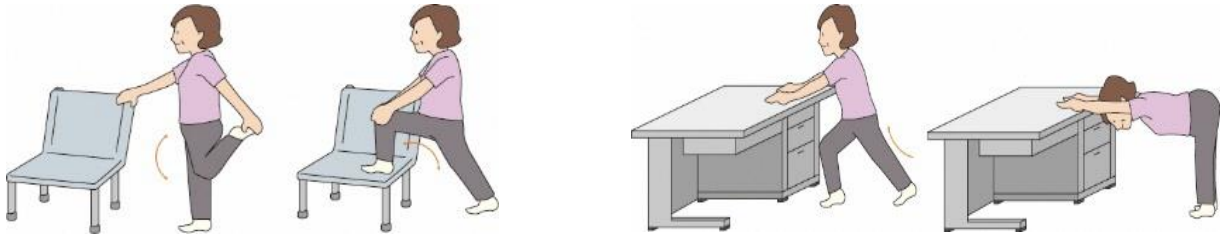
- ・高齢者対象の教育では、作業内容とリスクについて理解させるため、時間をかけ、写真や図、映像等の文字以外の情報も活用します
- ・再雇用や再就職等により経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います

このガイドラインは、雇用される高齢者を対象としたものですが、請負契約により高齢者を就業させることのある事業者においても、このガイドラインを参考として取組を行ってください。

労働者に求められる事項

一人ひとりの労働者が、事業者が実施する取組に協力するとともに、**自らの身体機能の変化が労働災害リスクにつながる可能性、自己の健康を守るための努力の重要性を理解し、自らの健康づくりに積極的に取り組む**ことが必要です。体力チェック等に参加し、日頃からストレッチや軽い運動などに取り組めます。

↓ストレッチの例↓



「介護業務で働く人のための腰痛予防のポイントとエクササイズ」より

高齢労働者の労働災害防止対策の情報を厚生労働省ホームページに掲載しています。



(R2. 8)

行動災害予防の取り組み～徳島県SAFE協議会

厚生労働省では、エイジフレンドリーガイドライン等高齢者の労働災害防止対策を中心に取り組みを推進していましたが、これまでの課題を踏まえ、令和4年度より、国民の安全衛生に対する意識啓発による行動変容の促進、多店舗展開企業等への自主的な安全衛生活動の普及・定着を掲げ、各種対策を有機的に連携させながら行動災害予防の取り組むことになりました。

徳島労働局では、従業員の安全を第一に掲げて取組を進めていくことを目的として、徳島労働局、徳島県及び社会福祉関係や小売業の事業者で構成される

「徳島県介護施設SAFE協議会」

「徳島県小売業SAFE協議会」

SAFE : Safer Action For Employees を設立し、労働災害防止の協議、加盟メンバーによる取組事例の共有などの活動を行っています。

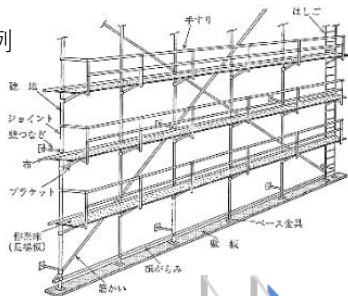


(5) 建設業の安全対策の強化～足場に関する規定の見直し～

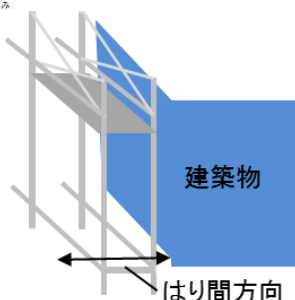
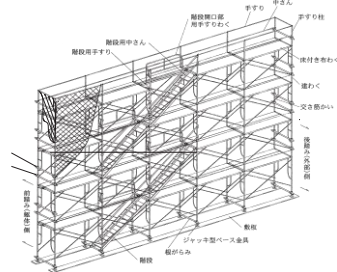
1 一側足場の使用範囲を明確化します

主に狭い現場で使用される一側足場については、その構造上、安衛則に定める手すりの設置等の墜落防止措置が適用されないところ、一側足場からの墜落・転落災害が発生していることを踏まえ、本足場を使用するために十分幅がある場所（幅が1メートル以上の場所）においては、本足場の使用を義務付けるもの。ただし、つり足場を使用するとき、又は障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときは、この限りではないこととされました。

一側足場の例



本足場の例



足場を設ける床面において、当該足場を使用する建築物等の外面を起点とした**はり間方向の水平距離が1メートル以上**であれば**本足場を設置**してください。

2 足場の点検を行う際、点検者を指名することを義務付けました

足場（つり足場を含む。以下同じ。）からの墜落・転落災害が発生している事業場においては、安衛則で義務付けられている足場の点検が行われていない事例が散見されていることを踏まえ、事業者又は注文者による足場の点検が確実に行われるようにするため、点検者をあらかじめ指名することを義務付けます。

3 足場の完成後等の足場の点検後に記録すべき事項に点検者の氏名が追加されました

事業者又は注文者が悪天候若しくは地震又は足場の組立て、変更等の後の足場の点検を行ったときに記録及び保存すべき事項（現行では当該点検の結果及び点検結果に基づいて補修等を行った場合にあつては、当該措置の内容）に、当該点検者の氏名を追加されました。足場の点検後の記録及び保存に当たっては、「足場等の種類別点検チェックリスト」を活用しましょう。

足場等の種類別点検チェックリスト				
点検項目	点検項目	点検項目	点検項目	点検項目
1. 足場の構造、組立て及び解体時の点検				
2. 足場の使用、解体時の点検				
3. 足場の解体時の点検				
4. 足場の解体時の点検				
5. 足場の解体時の点検				
6. 足場の解体時の点検				
7. 足場の解体時の点検				
8. 足場の解体時の点検				
9. 足場の解体時の点検				
10. 足場の解体時の点検				

足場の種類別点検チェックリスト

4 施行日等

公布日：令和5年3月14日 施行期日：1は令和6年4月1日

2及び3は令和5年10月1日

1 昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲を拡大

現行、最大積載量5トン以上の貨物自動車について、昇降設備の設置義務及び荷役作業を行う労働者に保護帽を着用させる義務が規定されているところ、それらの義務の対象となる貨物自動車を、最大積載量5トン以上の貨物自動車から、2トン以上のものに拡大されます。

なお、保護帽を着用させる義務の拡大については、上記のうち、荷台の側面が構造上開閉できるもの等、昇降設備が備えられている箇所以外の箇所で荷役作業が行われるおそれがあるものや、テールゲートリフターが設置されているもの（テールゲートリフターを使用するときに限る。）とします。



昇降設備の例

2 テールゲートリフターによる荷役作業についての特別教育を義務化

荷役作業に使用されるテールゲートリフターは、その構造及び特性に起因する労働災害のリスクが存在するため、その機能や危険性を意識し、安全な作業方法を身に付けた上で作業を行う必要があることから、労働安全衛生法第59条第3項の安全又は衛生のための特別の教育が必要な業務として、テールゲートリフターの操作の業務（荷役作業を伴うものに限る。）を規定するもの。

	科目	範囲	時間
学科教育	テールゲートリフターに関する知識	テールゲートリフターの種類、構造及び取扱い方法 テールゲートリフターの点検及び整備の方法	1.5時間
	テールゲートリフターによる作業に関する知識	荷の種類及び取扱い方法 台車の種類、構造及び取扱い方法 保護具の着用 災害防止	2時間
	関係法令	労働安全衛生法令中の関係条項	0.5時間
実技教育	テールゲートリフターの操作の方法		2時間



テールゲートリフターの例
※「パワーゲート」「テールリフト」等、メーカーごとに商品名が異なることに注意

3 運転者が運転位置から離れるときの措置の適用除外

テールゲートリフターの操作においては、原動機を動かさなければテールゲートリフターが動かない構造のものも存在することから、運転席とテールゲートリフターの操作位置が異なる場合においては、逸走防止措置を引き続き義務付けるが、原動機の停止義務については適用除外とすること等とするもの。

4 施行日等

公布日：令和5年3月28日

施行/適用期日：令和5年10月1日

(2の特別教育の義務化については令和6年2月1日)

荷役作業時の災害事例、分析と対策

荷役作業時の死亡災害を災害発生パターン別に見ると、**墜落・転落、荷崩れ、フォークリフト関連災害、無人暴走、トラック後退時の災害**が多数を占めています。これらの災害を防止するには、**運送事業者と荷主事業者が相互協力した労働災害防止対策に取り組むことが求められています。**

◆ トラック・荷台等からの墜落・転落による死亡災害

陸上貨物運送業における労働災害の中で最も多かったのが「**トラック・荷台等からの墜落・転落**」です。この災害では 67%が「**保護帽未着用**」でした。そのうちの多くが「**高さ2m未満**」の地点からの転落でした。

災害事例は、荷台からトラックのリアバンパーに足をかけ、後ろ向きで降りようとしたところ約 52 cmの高さから転落し、頭部を強打したものです。

作業高さによらず必ず保護帽を着用して荷役作業を行いましょう。



◆ トラック・荷台等での荷崩れによる死亡事故

災害の半数以上が「**積みおろし時における被災**」です。荷物の固定・固縛が不適切な例が多く見られました。

災害事例は角材 180 本の積付け状況を点検する際に、ラッシングベルトを緩めたところ角材の束が崩壊し、下敷きになりました。保護帽の着用はありませんでした。

荷崩れを防ぐため、適切な固定・固縛を行うなど、適正な方法で荷を固定させることが非常に重要です。

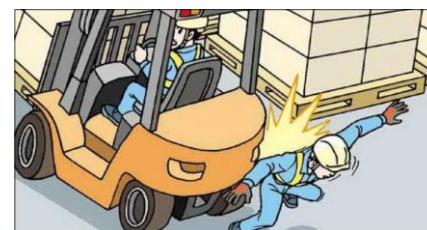


◆ フォークリフト使用時における死亡事故

フォークリフトのオペレーター（運転手）による不適切な運転操作や、フォークリフトで持ち上げていた荷物の荷崩れ、またフォークリフトと別の作業者の接触など、オペレーターならびに周辺にいた他の作業者が本来禁止されている行動を取ったことによる災害が多く見られました。

災害事例はフォークリフト走行エリアに被災者が立ち入ったことで後退してきたフォークリフトと接触して発生しました。

フォークリフトのオペレーターやその周囲の作業者は定められたルールを守り、適切な行動を徹底しましょう。



◆ トラックの無人暴走による死亡事故

トラックが動き出す可能性がある状態（パーキングブレーキを使用しなかった、緩かったなど）で運転手が降車したことが原因の大半でした。

災害事例は坂道に駐車したトラックが後進したため止めようと運転席に乗り込もうとした運転手が、振り落とされトラックと石垣の間に挟まれ発生しました。なお、トラックのエンジンは停止されていましたが、パーキングブレーキが緩く、ギアロックがされていませんでした。

運転手はパーキングブレーキを確実にかけ、エンジンを停止し、ギアロック、輪止めの 4 点セットを確実に行ってから車を離れるようにしましょう。もしもトラックが動き出した場合には車に近づくことは厳禁とし、周囲への警告を発しましょう。



◆ トラック後退時における死亡事故

トラック後退時での労働災害の多くが、トラックの後方にいた被災者がトラックの後退に気がつかなかったために発生していました。バックモニターを使用していなかった例等が挙げられます。

被災者は運転手助手で、路地で引越しトラックの後退誘導を行っていたところ、トラックと電柱の間に挟まれました。当該トラックにはバックモニターが装備されていましたが、事故発生当時、バックモニターを使用しておらず、被災者を目視できていませんでした。



(7) 交通労働災害防止対策の推進について

【 交通労働災害防止のためのガイドラインのポイント 】

1 交通労働災害防止のための管理体制等

(1) 交通労働災害防止のための管理体制の確立

事業者は、安全管理者、運行管理者、安全運転管理者などの交通労働災害防止に係る管理者を選任し、役割、責任、権限を定め、管理者に対して必要な教育を行いましょよう。

(2) 方針の表明、目標の設定、計画の作成・実施・評価・改善

事業者は、安全衛生方針を表明し、目標を設定しましょよう。目標を達成するため、労働時間の管理、教育を含む安全衛生計画を作成し、実施し、評価・改善しましょよう。

(3) 安全委員会における調査審議

安全委員会などで交通労働災害防止について、調査・審議をしましょよう。

2 適正な労働時間等の管理、走行管理

(1) 適正な労働時間の管理、走行管理

ア 疲労による交通労働災害を防止するため、改善基準告示を守り、適正な走行計画によって、運転者の十分な睡眠時間に配慮した労働時間の管理をしましょよう。

イ 十分な睡眠時間を確保するために必要な場合は、より短い拘束時間の設定、宿泊施設の確保などを行いましょよう。

ウ 高速乗合バス、貸切バス事業者については、運転者の過労運転を防止するため、国土交通省が定めた交替運転者の配置基準を守りましょよう。



(2) 適正な走行計画の作成

◆走行の開始・終了の地点、日時 ◆運転者の拘束時間、運転時間と休憩時間 ◆走行時に注意を要する箇所的位置 ◆荷役作業の内容と所要時間 ◆走行経路、経過地の出発・到着の日時の目安

(3) 点呼の実施とその結果への対応

ア 疾病、疲労、飲酒などで安全な運転ができないおそれがないか、乗務開始前に点呼によって、報告を求め、結果を記録しましょよう。

イ 睡眠不足や体調不良などで正常な運転ができないと認められる場合は、運転業務に就かせないなど、必要な対策を取らましょよう。

(4) 荷役作業を行わせる場合の対応

ア 事前に荷役作業の有無、運搬物の重量などを確認し、運転者の疲労に配慮した十分な休憩時間を確保しましょよう。

イ 荷役作業による運転者の身体負荷を減少させるため、適切な荷役用具・設備を備えましょよう。

ウ 荷を積載するときは、最大積載荷重を超えない、偏荷重が生じないようにしましょよう。



3 教育の実施

(1) 雇入れ時の教育

交通法規、改善基準告示、睡眠時間の確保、飲酒による運転への影響など。

(2) 日常の教育

デジタル・タコグラフ、ドライブ・レコーダーなどから判明した安全走行に必要とされる事項

(3) 交通危険予知訓練

写真などを使って、安全を確保する能力を身に付けさせる交通危険予知訓練。



4 荷主・元請事業者による配慮

(1) 荷主・元請事業者の事情による、直前の貨物の増量による過積載運行を防止しましょう。

(2) 到着時間の遅延が見込まれる場合、改善基準告示を守った安全運行が確保されるよう、到着時間の再設定、ルート変更を行いましょ。

(3) 荷主・元請事業者は、改善基準告示に違反し、安全な走行ができない可能性が高い発注をしないようにしましょ。

(4) 荷主・元請事業者は、荷積み・荷卸し作業の遅延で予定時期に出発できない場合、到着時間の再設定をし、荷主の敷地内で待機できるようにしましょ。



5 健康管理

(1) 健康診断

運転者について健康診断を実施し、保健指導をしましょ。

(2) 面接指導等

長時間にわたる時間外・休日労働を行った運転者には、面接指導とともに、労働時間の短縮などの適切な対応をしましょ。

(3) 心身両面にわたる健康の保持増進

事業場で健康の保持、増進に努めましょ。

(4) 運転時の疲労回復

運転者に対して、ストレッチなどで運転時の疲労回復に努めるよう指導をしましょ。



(8) 一人親方等の保護措置が義務付けられます

2023年4月1日から 危険有害な作業※を行う事業者は、

- ① 作業を請け負わせる一人親方等、
 - ② 同じ場所で作業を行う労働者以外の人
- に対して一定の保護措置が義務付けられます

労働安全衛生法に基づく省令改正で、作業を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう、新たに一定の措置を実施することが事業者には義務付けられます。

※ 危険有害な作業とは

労働安全衛生法第22条に関して定められている以下の11の省令で、労働者に対する健康障害防止のための保護措置の実施が義務付けられている作業（業務）が対象です。

- ・労働安全衛生規則
- ・有機溶剤中毒予防規則
- ・鉛中毒予防規則
- ・四アルキル鉛中毒予防規則
- ・特定化学物質障害予防規則、
- ・高気圧作業安全衛生規則
- ・電離放射線障害防止規則
- ・酸素欠乏症等防止規則
- ・粉じん障害防止規則
- ・石棉障害予防規則
- ・東日本大震災により生じた放射線物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則

法令改正の主な内容

1 作業を請け負わせる一人親方等に対する措置の義務化

作業の一部を請け負わせる場合は、請負人（一人親方、下請業者）に対しても、**以下の措置の実施が義務付けられます。**

- 請負人だけが作業を行うときも、事業者が設置した局所排気装置等の**設備を稼働させる（または請負人に設備の使用を許可する）等の配慮を行うこと**
- 特定の作業方法で行うことが義務付けられている作業については、**請負人に対してもその作業方法を周知すること**
- 労働者に保護具を使用させる義務がある作業については、**請負人に対しても保護具を使用する必要がある旨を周知すること**

2 同じ作業場所にいる労働者以外の人に対する措置の義務化

同じ作業場所にいる労働者以外の人（一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約関係は問わない）に対しても、**以下の措置の実施が義務付けられます。**

- 労働者に保護具を使用させる義務がある作業場所については、**その場所にいる労働者以外の人に対しても保護具を使用する必要がある旨を周知すること**
- 労働者を立入禁止や喫煙・飲食禁止にする場所について、**その場所にいる労働者以外の人にも立入禁止や喫煙・飲食禁止とすること**
- 作業に関する事故等が発生し労働者を退避させる必要があるときは、**同じ作業場所にいる労働者以外の人にも退避させること**
- 化学物質の有害性等を労働者が見やすいように掲示する義務がある作業場所について、**その場所にいる労働者以外の人にも見やすい箇所に掲示すること**

注意事項

重層請負の場合は誰が措置義務者となるか

事業者の請負人に対する配慮義務や周知義務は、請負契約の相手方に対する義務です。三次下請まで作業に従事する場合は、一次下請は二次下請に対する義務を負い、三次下請に対する義務はありません。二次下請が三次下請に対する義務を負います。



作業の全部を請け負わせる場合にも措置が必要となるか

事業者が作業の全部を請負人に請け負わせるときは、事業者は単なる注文者の立場にあたるため、この作業は事業者としての措置義務の対象となりません。

元方事業者が実施すべき事項

労働安全衛生法第29条第2項で、関係請負人が法やそれに基づく命令（今回改正の11省令を含む）の規定に違反していると認めるときは、必要な指示を行わなければならないとされています。今回の改正で義務付けられた措置を関係請負人が行っていない場合は、「必要な指示」を行わなければなりません。

配慮義務の意味

配慮義務は、配慮すれば結果が伴わなくてもよいということではありません。何らかの手段で、労働者と同等の保護が図られるよう便宜を図る等の義務が事業者に課されます。

周知の方法

周知は以下のいずれかの方法で行ってください。
周知内容が複雑な場合等は、①～③のいずれかの方法で行ってください。

- ① 常時作業場所の見やすい場所に掲示または備えつける
- ② 書面を交付する（請負契約時に書面で示すことも含む）
- ③ 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録した上で、各作業場所にこの記録の内容を常時確認できる機器を設置する
- ④ 口頭で伝える

請負人等が講ずべき措置

事業者から必要な措置を周知された請負人等自身が、確実にこの措置を実施することが重要です。また、一人親方が家族従事者を使用するときは、家族従事者に対してもこの措置を行うことが重要です。

労働者以外の人にも立入禁止や喫煙・飲食禁止を遵守しなければなりません。

(9) 石綿障害予防規則等の改正について

解体工事の受注者（解体改修工事実施者）の皆さまへ

建築物・工作物・船舶の解体工事、リフォーム・修繕などの改修工事に対する石綿対策の規制が強化されます

石綿は平成18年(2006年)9月から輸入、製造、使用などが禁止(罰則あり)されていますが、それより以前に着工した建築物・工作物・船舶は石綿が使用されている可能性が高く、解体工事・改修工事で飛散した石綿の粉じんを吸い込むと、肺がんや中皮腫を発症するおそれがあります。適切な対策の実施が必要です。

工事開始前の石綿の有無の調査

- 工事対象となる全ての部材について、石綿が含まれているかを事前に設計図書などの文書と目視で調査し（事前調査）、調査結果の記録を3年間保存することが義務になります（令和3年4月～）
- 建築物及び船舶の事前調査は、厚生労働大臣が定める講習を修了した者等に行わせることが義務になります（令和5年10月～）
- 工作物の事前調査は、厚生労働大臣が定める講習を修了した者等に行わせることが義務になります（令和8年1月～）

工事開始前の労働基準監督署への届出

- 石綿が含まれている保温材等の除去等工事の計画は14日前までに労働基準監督署に届け出ることが義務になります（令和3年4月～）
- 一定規模以上の建築物や特定の工作物の解体・改修工事は、事前調査の結果等を電子システム（スマホも可）で届け出ることが義務になります（令和4年4月～）

吹付石綿・石綿含有保温材等の除去工事に対する規制

- 除去工事が終わって作業場の隔離を解く前に、資格者による石綿等の取り残しがないことの確認が義務になります（令和3年4月～）

石綿含有仕上塗材・成形板等の除去工事に対する規制

- 石綿が含まれている仕上塗材をディスクグラインダー等を用いて除去する工事は、作業場の隔離が義務になります（令和3年4月～）
- 石綿が含まれているけい酸カルシウム板第1種を切断、破砕等する工事は、作業場の隔離が義務になります（令和2年10月～）
- 石綿が含まれている成形板等の除去工事は、切断、破砕等によらない方法で行うことが原則義務になります（令和3年4月～）

写真等による作業の実施状況の記録

- 石綿が含まれている建築物、工作物又は船舶の解体・改修工事は、作業の実施状況を写真等で記録し、3年間保存することが義務になります（令和3年4月～）

石綿障害予防規則等の改正のポイント

* 下線部が改正事項

石綿飛散の危険性

高

低

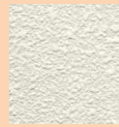
レベル1 建材



レベル2 建材



※1
けい酸カルシウム板第1種(破碎時)
仕上塗材(電動工具での除去時)



レベル3 建材



計画届の提出*14日前まで
(レベル2まで拡大)

事前調査結果等の報告 (一定規模以上の工事が対象) ※2

■ 事前調査の実施

* 調査方法を明確化 * 資格者による調査
調査結果の3年保存、現場への備え付け

■ 作業計画の作成

作業計画に基づく作業状況などの写真などによる記録・3年保存

■ 掲示

- 作業時に建材を湿潤な状態にする
- マスク等の使用
- 作業主任者の選任
- 作業者に対する特別教育の実施
- 健康診断の実施

- 作業場所を隔離し、負圧を維持
- 集じん・排気装置の初回時・変更時の点検
- 作業前・作業中断時の
負圧点検
- 隔離解除前の取り残し確認

作業場所の隔離

負圧は不要

※1 石綿含有ケイ酸カルシウム板1種(天井、耐火間仕切壁等に使用)
:レベル1、2ほどの飛散性はないが他のレベル3より飛散性が高い。

※2 解体部分の床面積が80m²以上の建築物の解体工事、請負金額が100万円以上の建築物の改修工事及び特定の工作物の解体・改修工事 総トン数20トン以上の鋼製の船舶の解体・改修工事

報告対象工事・報告内容

◆報告が必要な工事

① 解体部分の床面積が80m²以上の建築物の解体工事

※建築物の解体工事とは、建築物の壁、柱および床を同時に撤去する工事をいう

② 請負金額が100万円以上の建築物の改修工事

※建築物の改修工事とは、建築物に現存する材料に何らかの変更を加える工事であって、建築物の解体工事以外のものをいう

※請負金額は、材料費も含めた工事全体の請負金額をいう

③ 請負金額が100万円以上の以下の工作物の解体工事・改修工事

- ・ 反応槽、加熱炉、ボイラー、圧力容器
- ・ 配管設備（建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等を除く）
- ・ 焼却設備
- ・ 煙突（建築物に設ける排煙設備等を除く）
- ・ 貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）
- ・ 発電設備（太陽光発電設備・風力発電設備を除く）
- ・ 変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）
- ・ トンネルの天井板
- ・ プラットホームの上家、鉄道の駅の地下式構造部分の壁・天井板
- ・ 遮音壁、軽量盛土保護パネル

◆電子システムで報告が必要な内容

- ・ 事業者の名称・住所・電話番号・労働保険番号、現場の住所、工事の名称・概要・工事期間
- ・ 事前調査の終了年月日、事前調査を実施した者の氏名等
- ・ 工事対象の建築物・工作物の着工日、構造の概要
- ・ 床面積（建築物の解体工事）または請負金額（その他の工事）
- ・ 石綿作業主任者の氏名
- ・ 事前調査結果の概要（材料ごとの石綿使用の有無、判断根拠）
- ・ 作業の種類・切断等の作業の有無・作業時の措置

◆報告の方法

- ・ 複数の事業者が同一の工事を請け負っている場合は、元請事業者が請負事業者に関する内容も含めて報告する必要
- ・ 平成18年9月1日以降に着工した工作物について、同一の部分定期的に改修する場合は、一度報告を行えば、同一部分の改修工事については、その後の報告は不要

(10) 騒音障害防止のためのガイドラインの改訂

騒音ガイドライン改訂の主なポイント

■ 騒音障害防止対策の管理者の選任を追加

管理者を選任して、組織的にガイドラインに基づく対策を実施しましょう。

■ 騒音レベルの新しい測定方法（個人ばく露測定と推計）の追加

■ 聴覚保護具の選定基準の明示

JIS T8161-1に基づき測定された遮音値を目安とし、必要かつ十分な遮音値のものを選定するよう追加しました。

■ 騒音健康診断の検査項目の見直し

定期健康診断（騒音）における**4000ヘルツの聴力検査の音圧を、40dBから25dBおよび30dBに変更**しました。雇入れ時または配置替え時や、定期健康診断（騒音）の二次検査での聴力検査に、**6,000ヘルツ**の検査を追加しました。

●以下の対策に取り組んでいますか？

職場の体制	<input type="checkbox"/> 騒音障害防止対策の管理者の選任
	<input type="checkbox"/> 元方事業者の場合は、関係請負人への指導・援助
作業環境管理	<input type="checkbox"/> 騒音レベルの測定※
	<input type="checkbox"/> 騒音レベルが一定（85dB）以上の場合は、改善措置（騒音源の低騒音化・遮蔽など）の実施※
	<input type="checkbox"/> 測定結果の記録と保存（3年間）
作業管理	<input type="checkbox"/> 聴覚保護具の使用※ 等価騒音レベルが90dB以上の場合や、等価騒音レベルが85dB以上で手持動力工具を使用する場合などは必ず聴覚保護具を使用しましょう。
健康管理	<input type="checkbox"/> 雇入れ時または配置替え時の健康診断（騒音）の実施
	<input type="checkbox"/> 定期健康診断（騒音）の実施※
	<input type="checkbox"/> 健康診断（騒音）結果に基づく事後措置の実施
	<input type="checkbox"/> 健康診断（騒音）結果の記録と保存（5年間）
	<input type="checkbox"/> 健康診断（騒音）結果の労働基準監督署への報告
労働衛生教育	<input type="checkbox"/> 騒音障害防止対策の管理者選任時の教育
	<input type="checkbox"/> 労働者への教育※

※ 騒音レベルが一定未満の場合は省略可能

騒音ガイドラインの全文、
解説などはこちら



(11) 新たな化学物質規制が導入されます

職場における

労働者が安全に働くために

新たな化学物質規制が導入されます

労働安全衛生法の関係政省令が改正されました

POINT

1

ラベル・SDSの伝達や、リスクアセスメントの実施義務対象物質が大幅に増加します※1

POINT

2

リスクアセスメント結果を踏まえ、労働者がばく露される濃度を基準値以下とすることが義務付けられます※2

POINT

3

化学物質を製造・取り扱う労働者に、適切な保護具を使用させることが求められます※3

POINT

4

自律的な管理に向けた実施体制の確立が求められます（化学物質管理者の選任、リスクアセスメント結果等の記録作成・保存等）

※1・・・国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質が順次対象に追加

※2・・・厚生労働大臣が定める物質（濃度基準値設定物質）が対象

※3・・・皮膚への刺激性・腐食性・皮膚吸収による健康影響のおそれがないことが明らかな物質以外の全ての物質が対象

これまで以上に事業者の主体的な取組が求められます
ラベル・SDS の伝達やリスクアセスメントの実施がこれまで以上に重要になります



SDS及び作業現場の確認



リスクアセスメントの実施

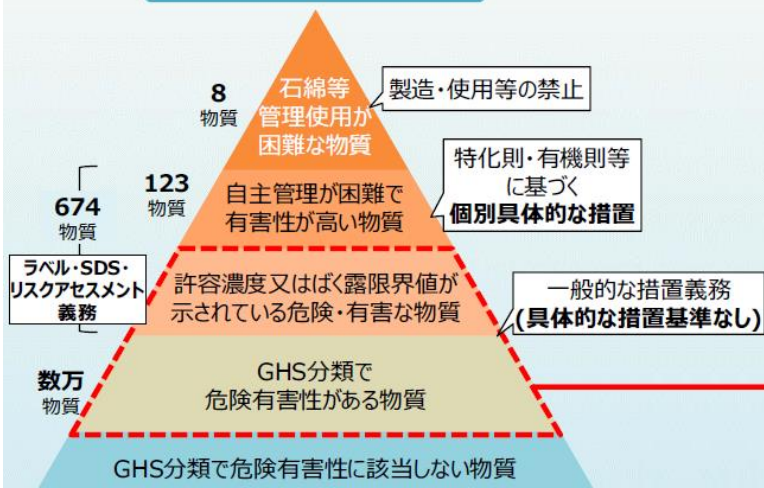


リスク低減措置の実施

自律的な管理が今後の規制の基軸になります！

これまでの化学物質規制

見直し後の化学物質規制



このリーフレットは、「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第51号）」「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第91号）」等の主要な内容を分かりやすく解説することを目的としたものです。改正の詳細については、これらの政令、省令をご確認ください。

ラベル・SDS通知、リスクアセスメント対象物質が大幅に増加します

改正前
674物質

改正後（順次追加後）

国がGHS分類済 約2900物質
+ 以降新たに分類する物質

ラベル表示、SDS等による通知とリスクアセスメント実施の義務の対象となる物質（リスクアセスメント対象物）に、**国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質を順次追加**します。

R4年2月改正・R6年4月施行

発がん性、生殖細胞変異原性、生殖毒性、急性毒性の категорияで区分1に分類された**234物質**が義務対象に追加。

R4年度中改正・R7年4月施行予定

左記以外の категорияで区分1に分類された**約700物質**を義務対象に追加予定。

R5年度中改正・R8年4月施行予定

健康有害性の категорияで区分2以下又は物理化学的危険性の区分に分類された**約850物質**を義務対象に追加予定。

リスクアセスメント結果に基づくばく露低減措置が求められます

労働者がばく露される程度を最小限度とすることや、濃度基準の遵守が義務付けられます

リスクアセスメント結果を踏まえ、**労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度を最小限度にすることが義務付けられます。**

さらに、厚生労働大臣が定める物質（濃度基準値設定物質）は、リスクアセスメント結果を踏まえ**労働者がばく露される濃度を基準値以下とすることが義務付けられます。**

ポイント！

リスクアセスメントやばく露低減措置では、**濃度基準値以下であるかを必ず確認**しましょう。その際、**推定ツール（CREATE-SIMPLE等）**や、**実測法（個人ばく露測定、簡易測定法等）**を組み合わせることが効果的です。



CREATE-SIMPLE

ポイント！

濃度基準値が定められていない物質は、「**米国政府労働衛生専門家会議（ACGIH）のばく露限界値**」等を参考に、当該濃度以下とするよう努めましょう。



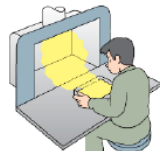
個人ばく露測定

ばく露低減に向け適切な手段を事業者自らが選択します

リスクアセスメント結果を踏まえ、ばく露低減に向けた適切な手段を**事業者自らが選択の上、実施**します。



代替物質
の使用



換気装置等
を設置し稼働



作業方法
の改善



有効な呼吸用
保護具の使用

その他、必要に応じて**医師等が必要と認める項目の健康診断を行い、その結果に基づき必要な措置や、健康診断の記録を作成し、5年間保存***することが義務付けられます。 ※がん原性物質は30年間保存

リスクアセスメント結果等に関する記録の作成・保存や、労働者の意見聴取が義務付けられます

リスクアセスメントの結果と、ばく露低減措置の内容等は、関係労働者に周知するとともに、**記録を作成し、次のリスクアセスメント実施までの期間（ただし、最低3年間）保存**することが義務付けられます
また、措置の内容と労働者のばく露の状況を、**労働者の意見を聴く機会を設け、記録を作成し、3年間保存***することが義務付けられます。 ※がん原性物質は30年間保存

皮膚等への障害防止のため、保護具の適切な着用が求められます

皮膚等への障害を引き起こしうる化学物質を製造・取扱う業務に労働者を従事させる場合、物質の有害性に応じて、労働者に障害等防止用保護具を使用させなければなりません。



皮膚・眼刺激性
皮膚腐食性



皮膚から吸収され健康障害を
引き起こしうる化学物質

※健康障害を起こすおそれのあることが明らかな物質：**義務**

※上記を除き、健康障害を起こすおそれがないことが明らかなもの以外の物質：**努力義務**

ポイント！

化学物質の種類や取扱い内容により適切な保護具は異なります。必ず確認しましょう。

SDS等による情報伝達が強化されます

SDSの記載項目の追加や、定期確認・更新が必要になります

- ・ 通知事項に「**想定される用途及び当該用途における使用上の注意**」が追加されます。
- ・ 成分の含有量は、原則として、**重量%の記載**が必要になります。
- ・ 「人体に及ぼす作用」を**定期的（5年以内ごとに1回）に確認・更新**することが義務付けられます。

化学物質を事業場内で別容器で保管する際も情報伝達が必要になります

下記のような場合も、ラベル表示・文書の交付等の方法による、内容物の名称やその危険・有害性情報の伝達が義務付けられます。

- ✓ リスクアセスメント対象物を他の容器に移し替えて保管する場合
- ✓ 自ら製造したリスクアセスメント対象物を容器に入れて保管する場合



電子メールや二次元コード等でのSDS通知が可能になります

SDSの通知手段は、**譲渡提供をする相手方がその通知を容易に確認できる方法であれば、事前に相手方の承諾を得なくても採用可能**になります。



電子メール
の送信



HPのURLや
二次元コード
の伝達

自律的管理に向けた実施体制の確立が求められます

化学物質管理者等の選任が義務化されます

リスクアセスメント対象物を製造・取扱い・譲渡提供する事業者は、**化学物質管理者の選任が義務化**されます。

【選任要件】

化学物質管理に関わる業務を適切に実施できる能力を有する者

リスクアセスメント対象物の製造事業場	専門的講習の修了者
上記以外の事業場	資格要件なし（専門的講習の受講を推奨）

【職務】

ラベル・SDS等の確認、リスクアセスメントの実施管理、ばく露防止措置の実施管理や、化学物質の自律的な管理に関わる各種対応等

また、リスクアセスメント結果に基づき労働者に保護具を使用させる事業場では、「**保護具着用管理責任者**」を選任し、有効な保護具の選択、使用状況の管理等に関わる業務に従事させることが義務付けられます

衛生委員会の付議事項が追加されます

衛生委員会の付議事項に下記を追加し、自律的な管理の実施状況の調査審議を義務付けます。

リスクアセスメント結果に基づくばく露低減措置

健康診断結果やそれに基づく措置

雇入れ時における化学物質の安全衛生に関する教育が全業種で必要になります

一部の業種は省略されていた雇入れ時の危険有害作業に関する教育について、省略規定を廃止。

改正前
一部の業種は除外



改正後
全ての業種

新たな化学物質規制に関するチェックリスト

新たな化学物質規制への移行に向け、チェックリストの各項目を参考に、
施行期日までに対応できるよう、準備を進めましょう。

分野	関係条項	項目	質問	チェック	施行期日
化学物質管理体系の見直し	安衛令別表第9	ラベル表示・SDS等による通知の義務対象物質	ラベル表示や安全データシート（SDS）等による通知、リスクアセスメントの実施をしなければならぬ化学物質（リスクアセスメント対象物）が、「国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質」へと拡大することを知っていますか？		③ ※令和7年以降も順次追加
	安衛則第577条の2 第577条の3	リスクアセスメント対象物に関する事業者の責務	リスクアセスメント対象物について、労働者のばく露が最低限となるように措置を講じていますか？		②
			濃度基準値設定物質について、労働者がばく露される程度を基準値以下としていますか？		③
			措置内容やばく露について、労働者の意見を聞いて記録を作成し、保存していますか？（保存期間はがん原性物質が30年、その他は3年）		②、③
			リスクアセスメント対象物以外の物質もばく露を最小限に抑える努力をしていますか？		②
	安衛則第594条の2 第594条の3	皮膚等障害化学物質等への直接接触の防止	皮膚への刺激性・腐食性・皮膚吸収による健康影響のおそれのあることが明らかな物質の製造・取り扱いに際して、労働者に保護具を着用させていますか？		③
	安衛則第22条	衛生委員会の付議事項	上記以外の物質の製造・取り扱いに際しても、労働者に保護具を着用させるよう努力していますか？（明らかに健康障害を起こすおそれがない物質は除く）		②
	安衛則第97条の2	がん等の把握強化	衛生委員会で、自律的な管理の実施状況の調査審議を行っていますか？		②、③
安衛則第34条の2の8	リスクアセスメント結果等の記録	化学物質を扱う事業場で、1年以内に2人以上の労働者が同種のがんに罹患したことを把握したときは、業務起因性について、医師の意見を聞いていますか？		②	
		医師に意見を聞いて業務起因性が疑われた場合は、労働局長に報告していますか？			
安衛則第34条の2の10	労働災害発生事業場等への指示	リスクアセスメントの結果及びリスク低減措置の内容等について記録を作成し、保存していますか？（最低3年、もしくは次のリスクアセスメントが3年以降であれば次のリスクアセスメント実施まで）		②	
安衛則第577条の2第3項から第5項、 第8項、第9項	健康診断等	労災を発生させた事業場等で労働基準監督署長が必要と認めた場合に、改善措置計画を労基署長に提出、実施する必要があることを知っていますか？		③	
		リスクアセスメントの結果に基づき、必要があると認める場合は、リスクアセスメント対象物に係る医師又は歯科医師による健康診断を実施し、その記録を保存していますか？（保存期間はがん原性物質が30年、その他は5年）		③	
実施体制の確立	安衛則第12条の5	化学物質管理者	化学物質管理者を選任していますか？		③
	安衛則第12条の6	保護具着用管理責任者	（労働者に保護具を使用させる場合）保護具着用管理責任者を選任していますか？		③
	安衛則第35条	雇入れ時教育	雇入れ時等の教育で、取り扱う化学物質に関する危険有害性の教育を実施していますか？		③
情報伝達の強化	安衛則第24条の15第1項・第3項、 第34条の2の3	SDS通知方法の柔軟化	SDS情報の通知手段として、ホームページのアドレスや二次元コード等が認められるようになったことを知っていますか？		①
	安衛則第24条の15第2項・第3項、 第34条の2の5第2項・第3項	「人体に及ぼす作用」の確認・更新	5年以内ごとに1回、SDSの変更が必要かを確認し、変更が必要な場合には、1年以内に更新して顧客などに通知していますか？		②
	安衛則第24条の15第1項、 第34条の2の4、 第34条の2の6	SDS通知事項の追加等	SDS記載事項に、「想定される用途及び当該用途における使用上の注意」を記載していますか？ SDS記載の成分の含有量を10%刻みではなく、重量%で記載していますか？ ※含有量に幅があるものは、濃度範囲による表記も可。		③
	安衛則第33条の2	別容器等での保管	リスクアセスメント対象物を他の容器に移し替えて保管する際に、ラベル表示や文書の交付等により、内容物の名称や危険性・有害性情報を伝達していますか？		②
その他	特化則、有機則、鉛則、 粉じん則	個別規則の適用除外	労働局長から管理が良好と認められた事業場は、特別規則の適用物質の管理を自律的な管理とすることができることを知っていますか？		②
	特化則、有機則、鉛則、 粉じん則	作業環境測定結果が第3管理区分の事業場	左記の区分に該当した場合に、外部の専門家に改善方策の意見を聞き、必要な改善措置を講じていますか？ 措置を実施しても区分が変わらない場合や、個人サンプリング測定やその結果に応じた保護具の使用等を行ったうえで、労働基準監督署に届け出ていますか？		③
	特化則、有機則、鉛則、 四アルキル則	特殊健康診断	作業環境測定等の結果に基づいて、特殊健康診断の頻度が緩和されることを知っていますか？		②

(注) 施行期日の①～③は以下に対応。
規制の変更が2段階に分けて実施される項目もある。
①2022年（令和4年）5月31日（施行済）
②2023年（令和5年）4月1日
③2024年（令和6年）4月1日

詳細はこちら



(12) 徳島第10次粉じん障害防止総合対策

徳島第10次粉じん障害防止総合対策について

主として小さな土ぼこりや金属の粒などの粉じんを長い年月にわたって多量に吸い込むことで、肺の組織が線維化し、硬くなって弾力性を失ってしまった病気を「じん肺」といいます。いったんじん肺にかかると、もとの正常な肺にはもどらず、粉じん作業をやめた後も病気は進行します。現在、じん肺を治す根本的な治療がないため、じん肺にかからないための対策が必要となります。



左) 正常な肺
右) じん肺
(粉じんの吸入により肺が黒くなっている。)

徳島労働局においても5年ごとで定める粉じん障害防止総合対策に基づき取り組みを行い、「粉じん障害防止規則」(粉じん則)が施行された昭和55年と比べて新たにじん肺の所見がみられた労働者(「新規有所見者」)は大きく減少しましたが、近年も新規有所見者が毎年発生しているうえ、法改正により粉じん作業従事労働者が増加しております。

徳島労働局では、粉じん障害防止対策を一層推進するため、

「徳島第10次粉じん障害防止総合対策」

を策定しました。

実施期間：令和5年度から令和9年度まで(5年間)

徳島第10次粉じん障害防止総合対策の重点事項

1. 呼吸用保護具の適正な選択及び使用の徹底
2. ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
3. じん肺健康診断の着実な実施
4. 離職後の健康管理の推進
5. その他地域の実情に即した事項
 - ・ アーク溶接作業や岩石等の裁断等作業
 - ・ 金属等の研磨作業
 - ・ 屋外における岩石・鉱物の研磨作業又はばり取り作業
 - ・ 屋外における鉱物等の破碎作業

事業者が重点的に講ずべき措置の概要

1 呼吸用保護具の適正な選択及び使用の徹底

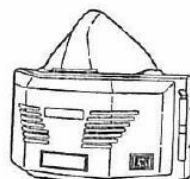
電動ファン付き呼吸用保護具

平成17年2月7日付け基発第0207006号「防じんマスクの選択、使用等について」等に基づき「保護具着用管理責任者」を**選**任し、防じんマスクの適正な選択等の業務に従事させてください。粉じん障害防止として有効な「電動ファン付き呼吸用保護具」を使用しましょう。

令和6年4月より、作業環境測定で第三管理区分となりその改善が困難な場所では、厚生労働大臣の定めるところにより、濃度を測定し、その結果に応じて労働者に有効な呼吸用保護具を使用すること、当該呼吸用保護具に係るフィットテストの実施が義務付けられます。



【全面形面体】



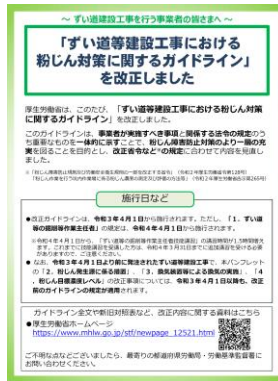
【半面形面体】

2 ずい道建設工事における粉じん障害防止対策

令和2年に改正された「**粉じん障害防止規則**」及び「**ずい道建設工事における粉じん対策に関するガイドライン**」に基づき対策を実施しましょう。

粉じん作業を行う坑内作業場では、切羽の近接する場所で半月に1回の濃度測定のほか、特定の作業（コンクリート吹付、鉱物の掘削、積み込み、積卸し等）では電動ファン付き呼吸用保護具を使用させます。

「ずい道等の建設等の仕事」に係る計画の届出を厚生労働大臣又は所轄労働基準監督署長に提出する場合には、「粉じん対策に係る計画」を添付します。



改正ずい道建設工事における粉じん対策に関するガイドライン（令和3年4月1日施行）

- ・ずい道等の掘削等作業主任者の職務の追加（測定方法・作業方法、呼吸用保護具の点検）
- ・粉じん発生源に係る措置（工法、掘削、ずり積み等）
- ・換気装置・集じん装置による換気方法、記録等
- ・粉じん目標濃度を3 mg から2 mg へ
- ・測定結果に応じた有効な電動ファン付き保護具の使用
- ・粉じん濃度等の測定結果等の周知の充実、切羽近接場所での測定方法
- ・労働衛生教育の実施 等

3 じん肺健康診断の着実な実施

粉じん作業従事労働者には、じん肺法に基づき「**じん肺健康診断**」の実施が事業者に義務付けられています。**じん肺健康診断（じん肺管理区分1は3年毎、じん肺管理区分2又は3は年1回）**を実施しましょう。

じん肺健康管理実施状況報告を、毎年（じん肺健康診断実施の有無にかかわらず）、労働基準監督署に提出してください。

4 離職後の健康管理の推進

じん肺管理区分2又は3の方に「**離職するじん肺有所見者のためのガイドブック**」（平成29年3月策定）を配布してください。離職後、労働局に申請することにより**健康管理手帳**が交付され、**健康管理手帳所有者は無料で健康診断を年1回受診**できます。（手続き方法は徳島労働局におたずねください。）



5 アーク溶接作業と岩石等の裁断等の作業、金属等の研磨作業、屋外における岩石・鉱物の研磨作業若しくはばり取り作業及び屋外における鉱物等の破碎作業に係る粉じん障害防止対策

呼吸用保護具の使用を徹底させるほか、第9次総合対策の「粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置」に引き続き対策を講じてください。



◆本省の第10次粉じん障害防止対策は、以下のURL又は右のQRコードをご確認ください。
<https://www.mhlw.go.jp/content/001081822.pdf>



★問い合わせ先：

- | | |
|-----------------|---------------|
| 徳島労働局労働基準部健康安全課 | ☎088-652-9164 |
| 徳島労働基準監督署 安全衛生課 | ☎088-638-2683 |
| 鳴門労働基準監督署 | ☎088-686-5164 |
| 三好労働基準監督署 | ☎0883-72-1105 |
| 阿南労働基準監督署 | ☎0884-22-0890 |

STOP！熱中症

クールワークキャンペーン

職場での熱中症により毎年約20人が亡くなり、約600人が4日以上仕事を休んでいます。



労働災害防止キャラクター

チューイカン吉

準備

キャンペーン期間

4月

5月

6月

7月

8月

9月

重点取組



キャンペーン
実施要項

準備期間（4月）にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、チェックしましょう

<input type="checkbox"/>	労働衛生管理体制の確立	事業場での熱中症予防の責任体制を確立
<input type="checkbox"/>	暑さ指数の把握の準備	JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検
<input type="checkbox"/>	作業計画の策定	暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する事項を含めた作業計画を策定
<input type="checkbox"/>	設備対策の検討	簡易な屋根、通風または冷房設備、散水設備の設置を検討
<input type="checkbox"/>	休憩場所の確保の検討	冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を検討
<input type="checkbox"/>	服装の検討	透湿性と通気性の良い服装を準備、身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討
<input type="checkbox"/>	緊急時の対応の事前確認	緊急時の対応を確認し、労働者に周知
<input type="checkbox"/>	教育研修の実施	管理者、労働者に対する教育を実施

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（予定）

キャンペーン期間（5月～9月）にすべきこと

STEP
1

暑さ指数の把握と評価

- JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数（環境省）を参考とすることも有効



環境省
熱中症予防情報
サイト

STEP
2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

<input type="checkbox"/> 暑さ指数の低減	準備期間に検討した設備対策を実施
<input type="checkbox"/> 休憩場所の整備	準備期間に検討した休憩場所を設置
<input type="checkbox"/> 服装	準備期間に検討した服装を着用
<input type="checkbox"/> 作業時間の短縮	作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止
<input type="checkbox"/> 暑熱順化への対応	7日以上かけて熱へのばく露時間を次第に延長 ※新規入職者や休み明け労働者に注意
<input type="checkbox"/> 水分・塩分の摂取	水分と塩分を定期的に摂取
<input type="checkbox"/> プレクーリング	作業開始前や休憩時間中に深部体温を低減
<input type="checkbox"/> 健康診断結果に基づく対応	次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 ①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢
<input type="checkbox"/> 日常の健康管理	当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認
<input type="checkbox"/> 作業中の労働者の健康状態の確認	巡視を頻繁に行い声をかける、労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導
<input type="checkbox"/> 異常時の措置	少しでも本人や周りが異変を感じたら、必ず一旦作業を離れ、病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）などを措置 ※全身を濡らして送風することなどにより体温を低減 ※一人きりにしない

重点取組期間（7月）にすべきこと

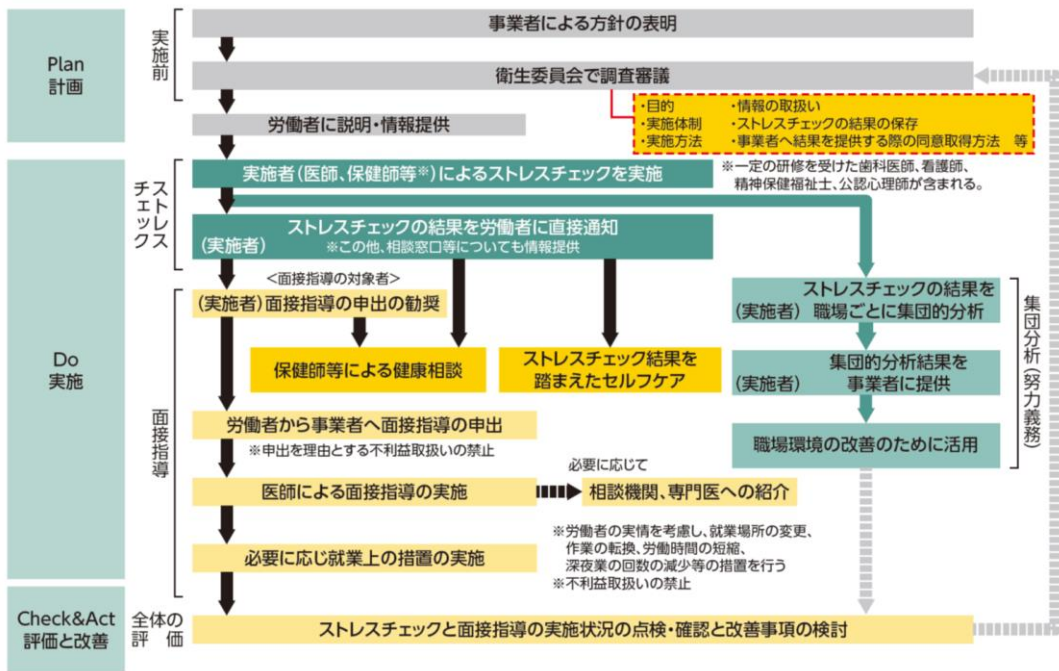
- 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- 体調不良の者に異常を認めるときは、躊躇することなく救急隊を要請**

ストレスチェックとは

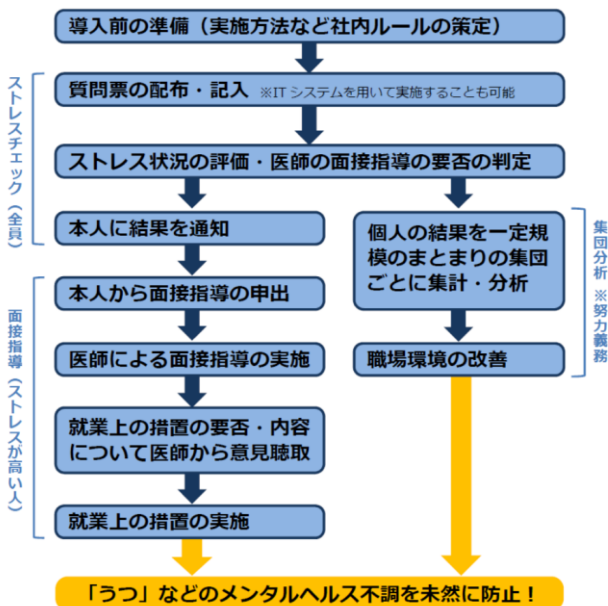
ストレスに関する質問票（選択回答）に労働者が記入し、それを集計・分析することで、自分のストレスがどのような状態にあるのかを調べる簡単な検査です

- **ストレスチェックの実施義務のある事業場：労働者50人以上の事業場（50人未満でも実施しましょう）**
- **ストレスチェックの対象者：常時使用する労働者**
- **ストレスチェックの実施頻度：1年以内ごとに1回**

▶ ストレスチェック制度の流れ



ストレスチェック制度の実施手順



徳島産業保健総合支援センター をご活用ください！

事業者、産業保健スタッフ等のみなさんからの相談対応や研修、**50人未満の事業場**の労働者の方からのメンタルヘルスを含む健康相談など、産業保健活動の支援を行っています。

ホームページURL

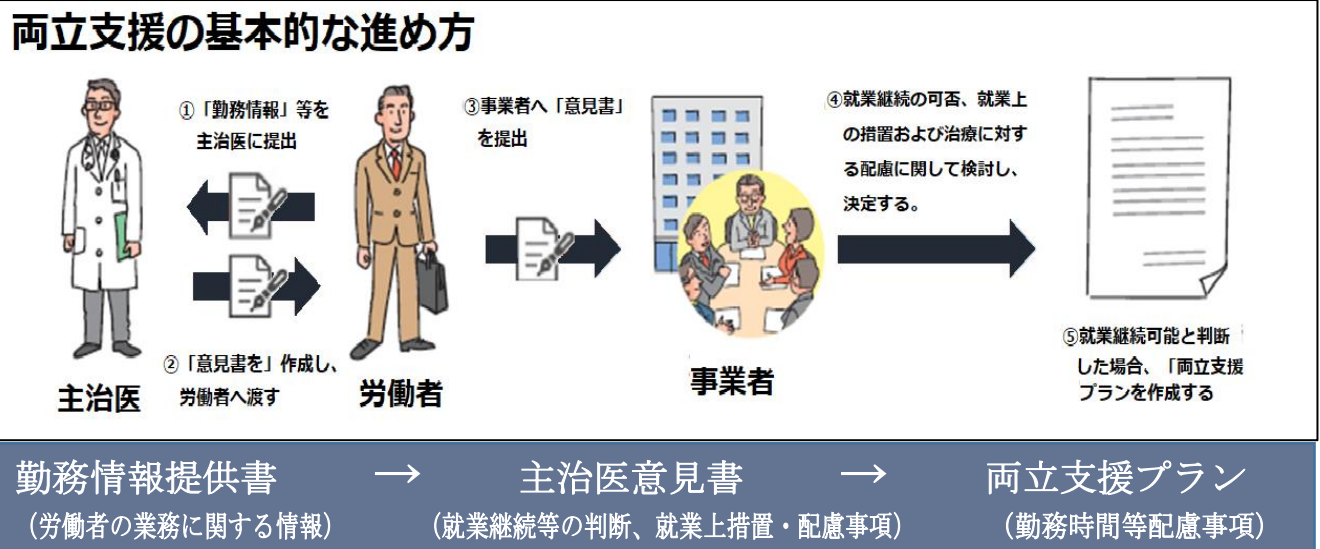
<https://www.tokushimas.johas.go.jp/>

ストレスチェックと面接指導の実施状況は、毎年、労働基準監督署に所定の様式で報告する必要があります。

(15) 治療と仕事の両立支援

病気を抱えながら、働く意欲・能力のある労働者が、治療を受けながら仕事ができるよう、治療と仕事の両立を実現するための取組などをガイドラインとしてとりまとめています。治療と仕事の両立支援について産保センターがサポートしています。

◎ 治療と仕事の両立には情報の共有・連携が重要です。



◎ 徳島産業保健総合支援センターでは以下の支援を行っています。

相談対応	労働者(患者)、人事労務担当者、事業者からの治療と仕事の両立に関する相談に対応します。
個別訪問支援	事業場の両立支援制度導入に関する、柔軟な職場環境づくりの支援や、労働者・管理者に対し理解と風土づくりのための啓発教育を行います。
個別調整支援	労働者(患者)や事業者の申出により、労働者(患者)の同意を得た上で、治療と仕事の両立のための支援を行い、職場復帰プラン等の作成の助言をします。
独立行政法人労働者健康安全機構 徳島産業保健総合支援センター	〒770-0847 徳島市幸町3丁目 61 徳島県医師会館3F TEL:088-656-0330 FAX:088-656-0550

◎ 同センターで出張相談窓口を開設しておりますのでご利用ください。

医療機関	お問い合わせ先	出張相談日
徳島大学病院 患者支援センター	徳島市蔵本町 2-50-1 直通 088-633-9107	第2火曜日 9時～12時
徳島県立中央病院 患者支援センター	徳島市蔵本町 1-10-3 代表 088-631-7151	第3水曜日 9時半～12時半
徳島市民病院 患者支援センター がん相談支援センター	徳島市北常三島町 2-34 代表 088-622-5121	第3木曜日 10時～13時
阿南医療センター 患者支援センター	阿南市宝田町川原 6-1 代表 0884-28-7777	第3火曜日 10時～13時
徳島赤十字病院 医療・がん相談支援センター	小松島市小松島町井利ノ口 103 代表 0885-32-2555	第3水曜日 13時～16時
徳島県立三好病院 患者支援センター	三好市池田町シマ 815-2 代表 0883-72-1131	予約後調整

徳島県地域両立支援推進チーム(事務局:徳島労働局労働基準部健康安全課)

5

関係機関等のご案内

(1) 労働災害防止団体・関係機関等

労働災害防止関係団体

名 称	所 在 地	電 話
(一社)徳島県労働基準協会連合会	徳島市北佐古一番町 5-12 号 徳島県 J A 会館 8 階	088-634-1266
建設業労働災害防止協会 徳島県支部	徳島市富田浜 2 丁目 10 徳島県建設センター内	088-622-3113
陸上貨物運送事業労働災害防止協会 徳島県支部	徳島市北田宮 2 丁目 14-50 徳島県トラック会館内	088-632-4662
林業・木材製造業労働災害防止協会 徳島県支部	徳島市西新浜町二丁目 3 番 102 号 徳島県森林組合連合会内	088-676-2200
港湾貨物運送事業労働災害防止協会 徳島小松島港支部	徳島市南末広町 6-50	088-654-2061
(一社)日本ボイラ協会 徳島支部	徳島市徳島本町 3 丁目 13 大西ビル 4 階	088-625-1158
(公社)建設荷役車両安全技術協会 徳島県支部	徳島市南前川町 4 丁目 14 船橋設計ビル 2 階	088-622-8243
(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会 徳島支部	徳島市南沖洲 1 丁目 7-48-6 あずみ労働安全コンサルタント事務所内	088-635-0502
(独)労働者健康安全機構 徳島産業保健総合支援センター	徳島市幸町 3 丁目 61 徳島県医師会館 3 階	088-656-0330
徳島地方労働基準協会	徳島市中洲町 1 丁目 8 番地 6 中洲 Y. I. ビル 3 階	088-678-2410
鳴門労働基準協会	鳴門市撫養町斎田字西発 73-3	088-685-7004
三好労働基準協会	三好市池田町マチ 2425-1	0883-72-1857
阿南地方労働基準協会	阿南市富岡町内町 164 内町会館 2 階	0884-22-6982

特定機械等検査機関

名 称	所 在 地	電 話
(一社)日本ボイラ協会 香川検査事務所 徳島駐在事務所	徳島市徳島本町 3 丁目 13 大西ビル 4 階	088-626-1256
(一社)日本クレーン協会 香川検査事務所 徳島分室	徳島市徳島町城内 6-38 里理ビル 2 階 202	088-625-1564

作業環境測定機関

機 関 名	所 在 地	電 話	作業場の種類
東邦化工建設(株)徳島事業所 分析事業部徳島分析センター	徳島市応神町吉成字只津 37-19	088-641-2365	個, 1, 3, 4, 5
(株)イーアンドイー・リサーチ	徳島市川内町平石古田 260-2	088-666-2330	1, 3, 4, 5
(一社)徳島県薬剤師会	徳島市中洲町 1 丁目 58-1	088-655-1112	3
(株)環境防災	徳島市鮎喰町一丁目 57	088-632-0111	個, 1, 3, 4, 5

(注) : 「作業場の種類」欄の数字は、作業環境測定法施行規則別表の各号に対応する作業環境測定を行うことができる作業場の種類である。なお、「個」は個人サンプリング法実施可能機関である。

(2) 徳島労働局登録教習機関

(令和5年4月1日現在)

No	登録機関(電話番号)	所在地	登録番号	行うことができる技能講習又は教習	有効期間
①	(一社)徳島県労働基準協会連合会 (088-634-1266)	〒770-0011 徳島市北佐古一番町5-12 J A会館8階	26	ガス溶接技能講習	～ R6. 3. 31
			27	玉掛技能講習	～ R6. 3. 31
			39	乾燥設備作業主任者技能講習	～ R6. 3. 31
			44	特定化学物質等作業主任者技能講習	～ R6. 3. 31
			52	有機溶剤作業主任者技能講習	～ R6. 3. 31
			58	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	～ R6. 3. 31
			65	小型移動式クレーン運転技能講習	～ R6. 3. 31
			66	床上操作式クレーン運転技能講習	～ R6. 3. 31
			78	石綿作業主任者技能講習	～ R6. 3. 31
			90	木材加工用機械作業主任者技能講習	～ R6. 3. 31
			101	鉛作業主任者技能講習	～ R6. 3. 31
②	建設業労働災害防止協会徳島県支部 (088-622-3113)	〒770-0931 徳島市富田浜二丁目10 徳 島県建設センター内	4	足場の組立て等作業主任者技能講習	～ R6. 3. 31
			5	型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習	～ R6. 3. 31
			7	地山の掘削及び土止支保工作業主任者技能講習	～ R6. 3. 31
			41	車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習	～ R6. 3. 31
			55	木造建築物の組立て等作業主任者技能講習	～ R6. 3. 31
			67	車両系建設機械(解体用)運転技能講習	～ R6. 3. 31
			68	高所作業車運転技能講習	～ R6. 3. 31
			69	不整地運搬車運転技能講習	～ R6. 3. 31
			76	玉掛技能講習	～ R6. 3. 31
			77	石綿作業主任者技能講習	～ R6. 3. 31
③	陸上貨物運送事業労働災害防止協会徳島県 支部 (088-632-4662)	〒770-0003 徳島市北田宮二丁目14-50 徳島県トラック会館内	8	はい作業主任者技能講習	～ R6. 3. 31
			59	フォークリフト運転技能講習	～ R6. 3. 31
④	(一社)日本ボイラ協会徳島支部 (088-625-1158)	〒770-0854 徳島市徳島本町三丁目13 大西ビル4F	1	普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習	～ R6. 3. 31
			2	ボイラー取扱技能講習	～ R6. 3. 31
			36	化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習	～ R6. 3. 31
⑤	職業訓練法人阿波徳島職業訓練協会 (088-665-2220)	〒771-0142 徳島市川内町沖島456 建設 労働組合会館内	32	足場の組立て等作業主任者技能講習	～ R6. 3. 31
			35	型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習	～ R6. 3. 31
			56	木造建築物の組立て等作業主任者技能講習	～ R6. 3. 31
			57	建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習	～ R6. 3. 31
			60	玉掛技能講習	～ R6. 3. 31
⑥	協同組合徳島県解体工事業協会 (088-626-7201)	〒770-0931 徳島市富田浜二丁目10 徳 島県建設センター5階3号	73	コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習	～ R6. 3. 31
			79	石綿作業主任者技能講習	～ R8. 4. 5
			89	建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習	～ R10. 2. 28
⑦	中央技能講習所株式会社 (088-664-6630)	〒770-0873 徳島市東沖洲一丁目1-3	81	フォークリフト運転技能講習	～ R9. 2. 18
			82	高所作業車運転技能講習	～ R9. 2. 18
			83	小型移動式クレーン運転技能講習	～ R9. 2. 18
			84	玉掛技能講習	～ R9. 2. 18
			86	移動式クレーン運転実技教習	～ R7. 5. 9
⑧	NDS資格講習センター(鳴門自動車教習所) (088-685-3144)	〒772-0035 鳴門市大津町矢倉五ノ越18	85	フォークリフト運転技能講習	～ R5. 7. 31

No	登録機関(電話番号)	所在地	登録番号	行うことができる技能講習又は教習	有効期間
⑨	田村工業株式会社 (088-634-1280)	〒770-0064 徳島市不動西町4丁目2334-1	87	足場の組立て等作業主任者技能講習	～ R9. 5. 31
			88	玉掛技能講習	～ R9. 5. 31
⑩	職業訓練法人徳島県建設職業訓練協会 (全建総連・フレッセ) (088-632-1351)	〒770-0005 徳島市南矢三町3丁目3-29	23	型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習	～ R6. 3. 31
			24	足場の組立て等作業主任者技能講習	～ R6. 3. 31
			54	木造建築物の組立て等作業主任者技能講習	～ R6. 3. 31
⑪	徳島県立農林水産総合技術支援センター (088-674-3119)	〒779-3233 名西郡石井町石井字石井 1660	45	車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習	～ R6. 3. 31
			46	フォークリフト運転技能講習	～ R6. 3. 31
			47	はい作業主任者技能講習	～ R6. 3. 31
			61	玉掛技能講習	～ R6. 3. 31
			64	小型移動式クレーン運転技能講習	～ R6. 3. 31
⑫	(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構徳島支部 徳島職業能力開発促進センター (088-654-5102)	〒770-0942 徳島市昭和町8丁目27-20	16	ガス溶接技能講習	～ R6. 3. 31
			103	小型移動式クレーン運転技能講習	～ R7. 3. 31
			104	玉掛け技能講習	～ R7. 3. 31
⑬	徳島県商工労働部産業人材育成センター (088-621-2352)	〒770-8570 徳島市万代町1丁目1	18	ガス溶接技能講習	～ R6. 3. 31
⑭	株式会社 徳島中央自動車教習所 (088-623-0003)	〒770-0862 徳島市城東町1丁目7-42	91	フォークリフト運転技能講習	～ R8. 10. 31
			96	小型移動式クレーン運転技能講習	～ R5. 7. 17
			97	高所作業車運転技能講習	～ R5. 7. 17
			98	玉掛技能講習	～ R5. 7. 17
			102	床上操作式クレーン運転技能講習	～ R6. 5. 8
			105	ガス溶接技能講習	～ R7. 7. 9
⑮	株式会社 鴨島フォークリフトセンター (0883-25-9002)	〒776-0010 吉野川市鴨島町鴨島640-6	92	フォークリフト運転技能講習	～ R9. 4. 30
⑯	株式会社 脇町自動車学校 (0883-52-3755)	〒779-3620 美馬市脇町馬木787-2	93	フォークリフト運転技能講習	～ R9. 11. 30
⑰	那賀町林業テクノスクール (0884-62-1175)	〒771-5408 那賀郡那賀町吉野字弥八か へ23番地	94	小型移動式クレーン運転技能講習	～ R10. 3. 31
			95	玉掛け技能講習	～ R10. 3. 31
			99	フォークリフト運転技能講習	～ R5. 12. 6
			100	車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習	～ R5. 12. 6
⑱	株式会社 PEO建機教習センター 徳島会場	〒771-1220 板野郡藍住町東中富字龍池傍 示52-6	106	フォークリフト運転技能講習	～ R8. 8. 18
			107	玉掛け技能講習	～ R8. 8. 18

建築物石綿含有建材調査者講習実施機関

No	登録機関(電話番号)	所在地	登録番号	行うことができる技能講習又は教習	有効期間
	建設業労働災害防止協会 徳島県支部 (088-622-3113)	〒770-0931 徳島市富田浜2丁目10 徳島県建設センター内	1	建築物石綿含有建材調査者講習	～ R8. 7. 31

(3) 登録特定自主検査業者

① 厚生労働大臣登録

令和5年5月1日時点

登録番号	検査業者の氏名又は名称	住所又は所在地	電話番号	特定自主検査を行える機械の種類							
				車両系建設機械				動力プレス	フォークリフト	不整地運搬車	高所作業車
				掘削及び解体用	整地・運搬・積込・	基礎工事用	締固め用				
労41	コマツカスタマーサポート(株) 徳島支店	徳島市論田町新開66-52	050-3486-7171	●	●	●			●	●	
	徳島西営業所	美馬市美馬町字上野52-1	050-3486-7172	●	●	●			●	●	
労45	四国建設機械販売(株) 徳島支店	徳島市大松町榎原外83-2	088-669-5332	●	●	●					●
	穴吹営業所	美馬郡穴吹町三島字三谷262-1	0883-52-2017	●	●	●					●
	阿南営業所	阿南市見能林町青木115-1	0884-22-5246	●	●	●					●
労52	ロジスネクスト四国(株) 徳島支店	板野郡藍住町奥野長江口75-5	088-692-7701	●	●	●			●	●	
労280	喜多機械産業(株) 徳島中央営業所	徳島市庄町3丁目16	088-631-3008	●	●	●			●	●	
	徳島東営業所	徳島市津田海岸1125-30	088-636-1100	●	●	●			●	●	
	藍住営業所	板野郡藍住町矢上字川向27	088-692-5171	●	●	●	●		●	●	●
	鳴門営業所	鳴門市撫養町木津字餘庄須63-3	088-683-0870	●	●	●			●	●	
	穴吹営業所	美馬市穴吹町三島字三谷224-1	0883-53-0005	●	●	●			●	●	
	三好営業所	三好郡東みよし町足代字地神原4016-1	0883-76-5100	●	●	●			●	●	
	阿南営業所	阿南市見能林町勘高原21-1	0884-23-3345	●	●	●			●	●	
	相生営業所	那賀郡相生町吉野33-1	0884-62-3177	●	●	●			●	●	
	穴喰営業所	海部郡海陽町穴喰浦170-1	0884-76-3529	●	●	●			●	●	
労338	コベルコ建機日本(株) 徳島工場	鳴門市大朝町牛屋島字水門脇93-1	088-676-2007	●	●	●					●
労353	(株)クボタ建機ジャパン 徳島営業所	阿波市西条字築地108-1	088-696-4545	●	●	●					●
労361	日立建機日本(株) 徳島営業所	徳島市論田町新開66-92	088-678-9411	●	●	●					●
労466	王子物流(株)富岡事業所	阿南市豊益町吉田1	0884-23-6241						●		

② 徳島労働局長登録

(令和5年5月現在)

登録番号	検査業者の氏名又は名称	住所又は所在地	電話番号	特定自主検査を行える機械の種類							
				車両系建設機械 掘削及び解体用	基礎工事用	締め コンクリート打設	動力プレス	フォークリフト	不整地運搬車	高所作業車	
徳2	阿波ヤンマー (株)	徳島市津田海岸町5番51号	088-663-1161	●	●	●				●	
徳13	トヨタL&F徳島 (株)	徳島市昭和町8丁目17の1	088-626-0422	●						●	
徳15	(有) 木留リース	名西郡石井町浦庄字下浦757-1	088-674-0243	●							●
徳17	高橋建機 (有)	徳島市西新浜町2丁目3の73	088-663-2330	●	●	●					●
徳20	大橋自動車	徳島市南矢三町2丁目8の15	088-631-2380							●	
徳21	(有) 加古自動車	徳島市昭和町7丁目28の1	088-625-2315	●	●	●				●	●
徳22	(有) 北川自動車	徳島市城東町1丁目1の8	088-622-5740							●	
徳24	(株) 徳島建機	阿南市那賀川町黒地314-1	0884-42-1454	●	●	●				●	●
徳29	(株) サンテック	徳島市論田町元開24の1	088-662-1933	●	●	●				●	●
徳30	(有) 福島モータース	徳島市住吉3丁目11の26	088-652-3307	●							●
徳31	(株) エヌテック	鳴門市撫養町木津字川瀬1356-9	088-684-4877						●		
徳32	(協) 徳島自動車	徳島市出来島本町3丁目36	088-654-7701							●	●
徳33	中央自動車 (株)	徳島市東沖洲1丁目1-3	088-636-0508	●	●	●	●			●	●
徳39	(株) 豊徳	小松島市豊浦町7-2	0885-38-2811							●	
徳45	ブル建機 (株)	徳島市国府町桜間字家内田16-4	088-642-6234	●	●	●					●
徳48	徳南自動車工業 (株)	阿南市津乃峰町長浜134の1	0884-27-0464							●	
徳50	東洋自動車	徳島市南島田町1丁目17の6	088-632-0534							●	●
徳52	(有) 那賀重機コンサルタント	那賀郡那賀町大殿字下モ川端8-1	0884-67-0745	●		●					●
徳54	(株) 西部	三好市池田町州津中津1941	0883-72-1406	●	●	●				●	●
徳56	三ツ葉産業 (株)	阿南市楠根町津越185	0884-25-0226							●	
徳60	縣南自動車整備 (株)	阿南市宝田町荒井17	0884-22-0977		●					●	●
徳63	(有) ロータス中央	吉野川市山川町川田640の4	0883-42-2274							●	
徳65	原田建機サービス 原田一男	海部郡牟岐町大字川長字新光寺97-1	0884-72-1919	●	●	●					●
徳67	エイコー機械 津永幸宏	美馬市穴吹町三島字舞中島1729-1	0883-52-1790	●	●	●					●
徳70	徳島総合自動車 (有)	徳島市北矢三町1丁目2-75	088-631-5645								●
徳73	(株) 矢野商店	徳島市両国橋35-1	088-663-2355	●		●					●
徳74	(有) ダイテック	徳島市国府町早淵796-2	088-642-1124	●	●	●				●	●
徳75	(有) 塩田車輛	美馬郡つるぎ町半田字松生289-1	0883-64-2733							●	
徳76	(株) 藤川自動車	板野郡藍住町住吉字千鳥ヶ浜65-1	088-692-5237							●	
徳77	合同会社 吉本機工	美馬市美馬町字山嫁坂116-10	0883-63-5040	●	●	●					●
徳79	販眞モータース	三好市三野町勢力348-3	0883-77-4851	●	●	●					●
徳80	(株) 拓伸自動車	国府町北岩延老里塚6番地1	088-677-6063		●					●	●
徳83	(有) 折上産業	板野郡北島町北村字水神原25-9	088-698-8122	●	●	●					●
徳84	芳田機械サービス	阿南市那賀川町芳崎405	0884-42-1236	●	●	●					●
徳85	四国メンテナンス (株)	吉野川市山川町湯立193番地1	0883-42-6110	●	●	●					●
徳86	(株) 児島エンジニアリング	吉野川市川島町児島字呉島47	090-3180-3355	●	●	●				●	●
徳87	佐藤機械	阿南市横見町長岡後15番地8	0884-23-0164	●	●	●					●
徳88	シンニチエンジニアリング (株)	板野郡板野町大坂字椋木原7-1	090-4781-9131						●		
徳89	フォークリフトサービス四国 (株)	阿南市那賀川町上福井藤島177-4	0884-24-9177	●						●	
徳92	エイトテック 浜田嘉則	川内町上別宮東82-2	090-5710-5883	●	●	●				●	●
徳93	合同会社ユースフルリペア	鳴門市大麻町川崎413番地1	088-624-8145	●	●	●					●
徳94	(株) 山本鉄工所	小松島市金磯町8番90号	0885-32-1766						●		

6 徳島労働局・各労働基準監督署窓口一覧

(1) 徳島労働局の相談窓口

労働基準部			
監督課	088-652-9163	法定労働条件の確保、監督指導・司法事件の総合調整等	
健康安全課	088-652-9164	労働災害防止、労働者の健康確保、職場環境改善対策等	
賃金室	088-652-9165	最低賃金・最低工賃の決定、賃金制度に係る指導等	
労災補償課	088-652-9144	労災保険給付、被災労働者の社会復帰、遺族補償等	
FAX(労働基準部共通)	088-622-3570		
雇用環境・均等室	088-652-2718	女性の活躍促進、働き方改革対策、個別労働紛争支援、男女の雇用機会均等対策、育児・介護休業促進対策、マタハラ・セクハラ・パワハラ・解雇、各種助成金等の相談等	
FAX	088-652-2751		
【労働相談専用ダイヤル】	088-652-9142		

(2) 労働安全衛生情報のリンク先

厚生労働省ホームページ	http://www.mhlw.go.jp/index.html
【安全衛生関係リーフレット等】	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/gyousei/anzen/index.html
【安全衛生関係主要様式】	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzeneisei36/index.html
【安全衛生関係統計・災害事例】	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/toukei.html
【あんぜんプロジェクト】	https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/index.html
【職場における化学物質対策について】	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzeneisei03.html
【職場における安全対策】	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzeneisei01.html
【第三次産業の労働災害防止対策について】	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000053858.html
【こころの耳】～働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト	https://kokoro.mhlw.go.jp/
【ストレスチェック等の職場におけるメンタルヘルス対策・過重労働対策等】	https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei12/
【治療と仕事の両立について】	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000115267.html 又は https://www.johas.go.jp/
【職場における受動喫煙防止対策について】	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html
【免許試験合格者等のための免許申請書等手続きの手引き】	https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000-Roudoukijunkyokuananzeneiseibu/0000104834.pdf
【職場の安全サイト】～安全衛生優良企業公表制度	http://anzeninfo.mhlw.go.jp/shindan/shindan_index.html
【アスベスト(石綿)情報】	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/sekimen/index.html
【派遣労働者の労働条件・安全衛生確保のために】	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/gyosyu/topics/tp090401-1.html

7 統一ロゴマークの推奨

徳島・香川・愛媛・高知労働局による「誰もが安心して健康に働くことができる社会」を実現するための「統一ロゴマーク」使用を促進しています。

四国4県の労働局では、「誰もが安心して健康に働くことができる社会」を実現するため、「Safe Work」をキャッチフレーズとした統一ロゴマークを定め、労働災害の防止に向けた気運の向上を図るとともに、労働災害防止推進計画の取組を強力に推進しています。

ロゴマークについては、「労働災害防止活動の推進」、「事業場内外の安全意識の高揚」など事業場での積極的な活用も推進します。

なお、ロゴマークの「Safe Work」は、「労働災害を防止し『安全・安心』な職場を実現する」との意思を示すもので、国連の専門機関であるILO（国際労働機関）においても使用されているフレーズです。「K」の文字は、安全確認のための指差し呼称をする人物を模したものとされています。



徳島労働局・各労働基準監督署

徳島労働局

〒770-0851

徳島市徳島町城内 6-6

徳島地方合同庁舎

電話：(088) 652-9164

(健康安全課直通)

FAX：(088) 622-3570

URL <http://jsite.mhlw.go.jp/tokushima-roudoukyoku/home.html>



徳島労働基準監督署

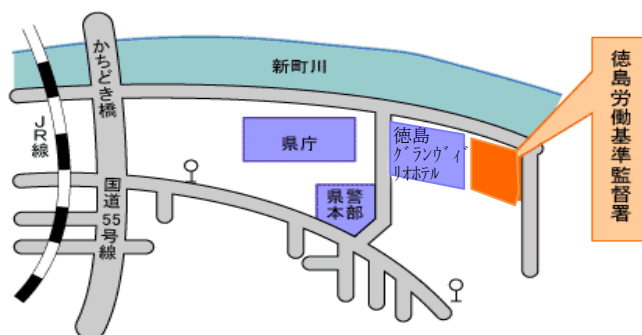
〒770-8533

徳島市万代町 3-5 徳島第二地方合同庁舎

電話：(088) 622-8138

FAX：(088) 622-8162

管轄：徳島市、小松島市、吉野川市、
名東郡、名西郡、勝浦郡



鳴門労働基準監督署

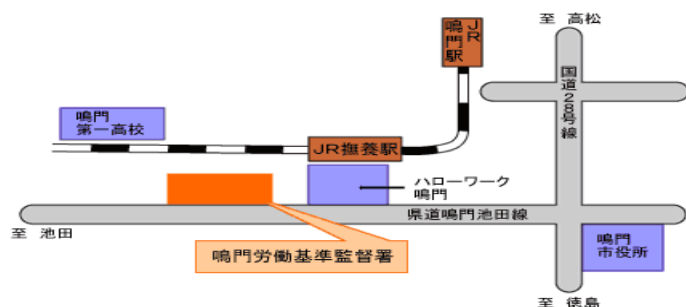
〒772-0003

鳴門市撫養町南浜字馬目木 119-6

電話：(088) 686-5164

FAX：(088) 686-5165

管轄：鳴門市、阿波市、板野郡



三好労働基準監督署

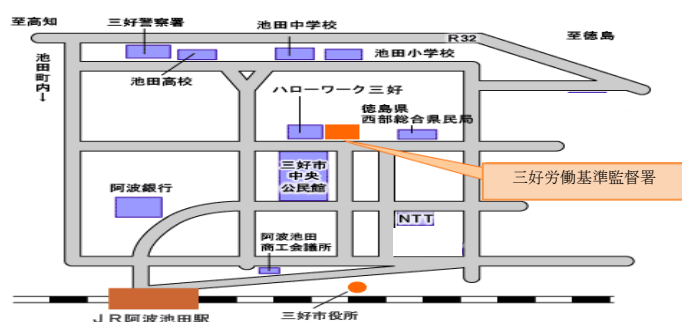
〒778-0002

三好市池田町マチ 2429-12

電話：(0883) 72-1105

FAX：(0883) 72-1106

管轄：美馬市、三好市、美馬郡、三好郡



阿南労働基準監督署

〒774-0011

阿南市領家町本荘ヶ内 120-6

阿南労働総合庁舎

電話：(0884) 22-0890

FAX：(0884) 22-4373

管轄：阿南市、那賀郡、海部郡

